

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	農産物・食品の適正な価格の在り方をめぐる欧州の動向
他言語論題 Title in other language	Regulations on the Appropriate Price of Agri-Food Products: Trends in Europe
著者 / 所属 Author(s)	小澤 隆 (OZAWA Takashi) / 国立国会図書館調査及び立法 考査局専門調査員 農林環境調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	893
刊行日 Issue Date	2025-05-20
ページ Pages	1-28
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	農産物・食品の価格への生産コストの反映は EU においても 焦点の1つとなっている。本稿では、関連する EU 法令や その改正案、フランス、スペイン及びイタリアの国内法の概 要等を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

農産物・食品の適正な価格の在り方をめぐる欧州の動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 農林環境調査室主任 小澤 隆

目 次

はじめに

I CMO 規則と UTP 指令

- 1 CMO 規則
- 2 UTP 指令

II 加盟国の事例

- 1 フランス
- 2 スペイン
- 3 イタリア
- 4 (補足) ドイツにおける検討

III CMO 規則改正案と UTP 指令改正の動向

- 1 CMO 規則改正案
- 2 UTP 指令改正の動向

おわりに

キーワード：CMO 規則、UTP 指令、エガリム法、フードチェーン法、食料安全保障、食料の持続可能な供給、合理的な費用、生産コスト

要 旨

- ① 欧州連合（EU）では、2024 年初頭に域内各地で発生した大規模な農民デモ等を受け、農産物・食品サプライチェーンにおける農業者の立場の強化が喫緊の課題となっており、農産物・食品価格への生産コストの反映は、日本と同様に EU においても焦点の 1 つである。
- ② EU の共通農業政策（CAP）関連規則の 1 つである CMO 規則は、（i）加盟国は自国内における生産者と加工業者等との間の農産物の取引について書面での契約を義務化することができるとし、（ii）義務化した場合、契約に記載する価格の算出に用いる客観的な指標は、生産コスト等に基づくことができる、としている。
- ③ 2019 年に制定された UTP 指令は、農産物・食品サプライチェーンにおいて禁止される売手・買手間の不公正な取引慣行（UTP）のリストを定め、EU 域内で最低限の調和を図るものである。UTP 指令を国内法化する法令において、スペイン、クロアチア、ハンガリー及びイタリアの 4 か国は、生産コストを下回る価格での取引を規制する規定を設けている。
- ④ フランスのエガリム法は、農業者・最初の買手間の取引について、書面契約の作成を義務化し、生産コストとその変動に関する指標を価格決定等の際に考慮することを定めている。スペインのフードチェーン法、UTP 指令を国内法化するためのイタリアの立法命令は、農産物・食品の取引に関し、書面契約の作成を義務化し、生産コストを下回る価格での取引を UTP として禁止している。スペインでは、食品契約デジタル登録簿への契約の登録も義務化されている。
- ⑤ ドイツでは、UTP 指令の国内法化に際し、農産物・食品の生産コストを下回る取引は規制されるべきとの議論があった。これを受け、規制導入の可否につき政府による検討が行われたが、EU 法及びドイツ国内法の下での訴訟リスク、ドイツ国内で実施する場合の多大な行政負担等を理由に生産コストを下回る取引に係る規制の導入は見送られた。
- ⑥ 欧州委員会が 2024 年 12 月に提出した CMO 規則改正案は、書面契約の作成、生産コストの変化を反映する指標等の価格算出への使用を EU 全域で義務化する内容を含んでいる。また、欧州委員会は、「農業者がその生産物について構造的に生産コストを下回って販売することを強いられるべきではないという原則」に対応するための UTP 指令改正案を今後提出すると予告している。

はじめに

2024（令和6）年に改正された食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）⁽¹⁾には、食料の価格形成について、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、国は必要な施策を講じること等が規定された⁽²⁾。2025（令和7）年3月7日には、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた措置に係る規定を含む「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」（第217回国会閣法第45号）が国会に提出されている⁽³⁾。検討の過程ではフランスのエガリム法⁽⁴⁾など外国の制度も参考とされた⁽⁵⁾。

欧州連合（EU）では、2024年初頭に域内各地で発生した大規模な農民デモ等を受け、農産物・食品サプライチェーンにおける農業者の立場の強化、農産物の適正な価格の実現が喫緊の課題となっている⁽⁶⁾。欧州委員会は、2024年3月15日にそのための一連の措置を提案した⁽⁷⁾。フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen）欧州委員会委員長が2期目に向けた欧州議会演説において「私は農業者が正当な収入を得られるようにする。良質の食品の生産コストを下回る販売を誰も強いられるべきではない（No one should be forced to sell good food below production costs）」と述べたように、農産物・食品価格への生産コストの反映はEUにおいても焦点の1つである⁽⁸⁾。

2024年12月10日、欧州委員会は、同年3月15日の提案に沿い、農産物共通市場機構規則（2013年制定。以下「CMO規則」）⁽⁹⁾等の改正案と「農産物及び食品サプライチェーンにおけ

*本稿は、原則として、2025年4月22日時点までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。

- (1) 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）による。
- (2) 食料安全保障の確保に係る基本理念（同法第2条第5項）及び同法第23条参照。
- (3) 本稿執筆時点において「衆議院で審議中」である（「議案情報 第217回国会 議案の一覧」衆議院ウェブサイト <https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm>）。
- (4) II 1 を参照。
- (5) 江藤拓農林水産大臣は、2024（令和6）年11月の大臣就任記者会見において、適正な価格形成に関する法制化について、「フランスのエガリム法をお手本にしようということで、党内議論が始まりました。しかし、現実にフランスでこの法律がどれほどの実効性を発揮しているか。他国の政策について、論評することは避けなければならないかもしれませんが、それを踏まえた上で、あえて申し上げれば、これができたことによって、極めて価格形成が円滑に行われているというような段階にはまだ至っていない。しかし、学ぶところはたくさんあると思います」と述べている。「江藤農林水産大臣就任記者会見概要」2024.11.12. 農林水産省ウェブサイト <<https://www.maff.go.jp/j/press-conf/241112.html>>
- (6) 農民デモの背景には、農業者の収入の減少、肥料等のコストの高騰、安価な輸入品との競争等があったとされる。Astha Rajvanshi, “What to Know About the Farmer Protests in Europe,” 2024.2.2. Time website <<https://time.com/6632372/farmer-protests-europe-france-germany-brussels/>> 等。EUの農業・環境政策への農民デモの影響について、平澤明彦「EU環境戦略の農業関連分野における成果と調整」『農林金融』78(3), 2025.3, pp.6-7 等。<<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2503re1.pdf>>、農民運動の主張を紹介する資料として、溝手芳計・村田武編著『農業は農民家族経営が担う—日本の実践とピア・カンパシーナ運動—』筑波書房, 2024, pp.62-68, 82-101 を参照。
- (7) European Commission, “Commission proposes targeted review of Common Agricultural Policy to support EU farmers,” 2024.3.15. <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/ip_24_1493/IP_24_1493_EN.pdf>; *id.*, “Memo on the Commission’s package of support to EU farmers,” 2024.3.15. <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/qanda_24_1494/QANDA_24_1494_EN.pdf>; 「EUの共通農業政策と農業関連施策をめぐる事情」2024.5, p.14. 欧州連合日本政府代表部ウェブサイト <<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100677590.pdf>>
- (8) “Statement at the European Parliament Plenary by President Ursula von der Leyen, candidate for a second mandate 2024-2029,” 2024.7.18. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_24_3871> Ursula von der Leyen, “Europe’s choice: political guidelines for the next European Commission 2024-2029,” 2024.7.18, p.21. <https://commission.europa.eu/document/download/e6cd4328-673c-4e7a-8683-f63ffb2cf648_en> も参照。
- (9) Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a

る事業者間の不公正な取引慣行に関する指令」(2019年制定。以下「UTP 指令」)⁽¹⁰⁾を補足する規則案を提出した⁽¹¹⁾。

以上を踏まえ、本稿では、Ⅰで CMO 規則と UTP 指令について、Ⅱでフランスのエガリム法やスペイン及びイタリアにおいて UTP 指令を国内法化する法令に盛り込まれた規制など加盟国の事例について、Ⅲで CMO 規則改正案等について、農産物・食品の生産コストと価格の關係に係る部分を中心にその概要を紹介する。

I CMO 規則と UTP 指令

本章では、CMO 規則の契約關係の規定と UTP 指令の概要をまとめる。

1 CMO 規則

(1) 契約關係に関する規定の概要

EU 加盟国の農業政策である共通農業政策 (Common Agricultural Policy: CAP)⁽¹²⁾に関連する規則の 1 つである CMO 規則は、EU 競争法の農業分野のルールを定めるものであり、一連の市場関連制度について規定している。現在の形の規則は、2013 年に制定され、その後累次の改正を経てきた⁽¹³⁾。

本稿のテーマに係る現行 CMO 規則 (2024 年 4 月最終改正) の規定には、牛乳・乳製品の契約關係 (第 148 条)、農産物 (牛乳・乳製品及び砂糖を除く。) の契約關係 (第 168 条) 等がある。現行 CMO 規則第 168 条の概要は、表 1 のとおりである。第 148 条の規定ぶりもほぼ同様であり、本稿では改正案も含めて第 168 条についてのみ紹介する。

common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007, OJ L 347, 2013.12.20, pp.671-854. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1308>>

(10) Directive (EU) 2019/633 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on unfair trading practices in business-to-business relationships in the agricultural and food supply chain, OJ L 111, 2019.4.25, pp.59-72. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0633>>

(11) “Commission proposes new measures to strengthen farmers’ position in the agri-food supply chain and enhance cross-border enforcement against unfair trading practices,” 2024.12.10. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6321> 規則 (regulation) は全ての加盟国に対し直接適用される。指令 (directive) は対象加盟国による国内法化を必要とする。

(12) CAP の概要、経緯等については、樋口修「EU 共通農業政策 (CAP) の展開と課題」国立国会図書館調査及び立法考査局編『岐路に立つ EU—総合調査報告書—』(調査資料 2017-3) 国立国会図書館, 2018, pp.119-134. <<https://doi.org/10.11501/11055941>>; 同「2023-2027 年の EU 共通農業政策 (CAP)」『レファレンス』866 号, 2023.2, pp.31-60. <<https://doi.org/10.11501/12601834>> 等を参照。

(13) 平澤明彦「第 I 部 CAP における価格支持制度及びカップル支払いの変更点」『海外農業・貿易事情調査分析事業 (欧州) 報告書 平成 26 年度』農林中金総合研究所, 2015, pp.1-2. 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/h26_eu01_kakaku.pdf>; 明田作「農業分野における EU の競争政策とその動向」『農林金融』73(2), 2020.2, pp.52-53. <<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2020fc1.pdf>>

表1 CMO 規則第 168 条（農産物（牛乳・乳製品及び砂糖を除く。）の契約関係）の概要

書面契約	・加盟国は、生産者から加工業者又は流通業者への自国領域内における全ての納品が、契約内容に係る条件を満たす書面契約の対象とされなければならないと決定することができる。（第1項） ・加盟国が書面契約を義務化しない場合、生産者、生産者組織又は生産者組織連合会は、加工業者又は流通業者への農産物の納品を、契約内容に係る条件を満たす書面契約の対象とするよう要求できる。（第1a項） ・最初の買手が中小・零細企業である場合には当該書面契約は義務ではないが、当事者が専門職業間組織の作成した標準契約書を利用する可能性には影響を与えない^(注)。（同上）
契約内容	・加盟国により書面契約が義務化された場合、当該契約は、納品の前に行われ、特に次の要素を含まなければならない。 1) 納品に対し支払われる価格であって、次のいずれかでなければならない。 — 固定的で、契約に明記されたもの。 — 契約に明記された様々な要素を組み合わせて算出されるもの。その要素には、容易にアクセスできて理解しやすい、市場状況の変化を反映する客観的な指標、指数及び最終価格の計算方法、納品量及び納品された農産物の品質又は組成を含むことができる。指標は、関連する価格、生産及び市場のコストに基づくものとすることができる。そのため、加盟国は、生産及び食品サプライチェーンについて実施された調査に基づく客観的な基準に従って指標を決定することができる。契約当事者は、当該指標又は関連すると考えるその他の指標を自由に参照できる。 2) 納品され得る、又は納品されるべき対象生産物の数量及び品質並びに当該納品の期日 3) 契約期間（確定期間又は解約条項のある無期限のもの） 4) 支払期日及び手続に関する詳細 5) 農産物の集荷又は納品に関する取決め 6) 不可抗力の際に適用される規則（第4項） ・協同組合の規約等に上記と同等の効果を有する規定が含まれる場合、協同組合の組合員から協同組合への納品は書面契約作成義務の適用対象外となる。（第5項） ・生産者、集荷業者、加工業者又は流通業者が締結する農産物の納品契約の全ての要素は、当事者間で自由に交渉されなければならない。ただし、加盟国が農産物の納品に関する書面契約を義務化した場合、当該加盟国は生産者と農産物の最初の買手との間の書面契約にのみ適用される最低契約期間（6か月以上でなければならない。）を定めることができる。（第6項）
その他	・加盟国が生産者から加工業者への納品について書面契約を義務化する場合、加盟国は、当事者相互が合意しない場合の調停制度を設けることができる。（第3項）

(注) 専門職業間組織とは、生産者の代表と加工又は流通段階の少なくとも1つに関係する経済活動の代表者として構成され、構成メンバー及び消費者の利益のための業務を行う組織であり、標準契約書の様式の作成は行い得る業務の1つである。加盟国は国、地域又は経済区域レベルにおいて、部門ごとに専門職業間組織を認定することができる（CMO 規則第157条）。また、一定の要件を満たし業務区域内で代表的であるとされた認定専門職業間組織が作成した標準契約書の様式は、当該専門職業間組織に属さない同区域内の他の事業者にもその利用が拡張され得る（同規則第164条）。

(出典) Consolidated text: Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TX/?uri=CELEX%3A02013R1308-20241108>>; 明田作「農業分野におけるEUの競争政策とその動向」『農林金融』73(2), 2020.2, pp.58-62. <<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2020fc1.pdf>>; 三菱UFJリサーチ & コンサルティング『令和4年度フランスのEGalim法による食品の価格形成に関する実態調査委託事業報告書』2023, p.58. 農林水産省ウェブサイト <<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/index-15.pdf>> 等を基に筆者作成。

(2) 加盟国による書面契約の義務化

表1のとおり、CMO 規則第168条は、加盟国は自国内における生産者と加工業者等との間の農産物の取引について、書面での契約を義務化することができるとしている⁽¹⁴⁾。これは、

(14) 加盟国が書面契約を義務化できるとする制度は、2012年に牛乳・乳製品分野に導入され、2013年のCAP改革によりそれ以外の分野にも拡大された（明田 同上, pp.61-62.）。実際に牛乳・乳製品分野では生産者と加工業者等との間での書面契約の義務化（「契約化」）が大きく進んでいる（小田志保「EUの酪農部門における生産者組

書面契約の使用が、①事業者の責任を強化すること、②市場シグナルをより適切に考慮し、価格伝達を改善し、供給を需要に適合させる必要性に関する事業者の認識を高めること、③特定の不公正な商慣行を回避することに役立つ可能性があると考えたためである⁽¹⁵⁾。

加盟国が生産者から加工業者への納品について書面契約を義務化する場合には、加盟国は、当事者相互が合意しない場合の調停制度を設けることができる。

加盟国が書面契約を義務化しない場合、生産者、生産者組織又は生産者組織連合会⁽¹⁶⁾は、加工業者又は流通業者への農産物の納品が、当事者間の書面契約の対象となることを要求することができる。

(3) 書面契約の要素—生産コストに基づく指標の利用可能性—

現行規定では、加盟国が書面契約を義務化した場合、当該契約は、納品に先立って行われ、支払価格、対象生産物の数量及び品質、契約期間、支払手続、集荷又は納品の方式等の事項を含まなければならない。支払価格は、固定価格、変動価格又は両者の組合せのいずれかでなければならない。そして、変動価格の場合に価格算出に用いることができる要素の一部として、容易にアクセスできて理解しやすい、市場状況の変化を反映する客観的な指標、指数及び最終価格の計算方法を挙げ、指標は関連する価格、生産及び市場のコストに基づくことができるとしている。加盟国は調査に基づく客観的な基準に従って指標を決定することができ、契約当事者は加盟国が決定した指標やその他の指標を自由に参照することができる。

第 168 条の変動価格に関する部分は、以前は、契約に明記された様々な要素を組み合わせて算出されたものであって、その要素には、市場状況の変化を反映する市場指標、納品量及び納品された農産物の品質又は組成を含むことができる、とのみ規定されていたが、2021 年 12 月の CMO 規則改正⁽¹⁷⁾により、指標は生産及び市場のコストに基づくことができることが明示された。

(4) 専門職業間組織

CMO 規則第 157 条では、加盟国は国、地域又は経済区域レベルにおいて、部門ごとに専門職業間組織を認定することができるとしている⁽¹⁸⁾。専門職業間組織は、生産に係る経済

組織 POs の制度と実態」『農林金融』72(6), 2019.6, p.35. <<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1906re2.pdf>>。

(15) Regulation (EU) No 1308/2013, OJ L 347, 2013.12.20, p.683, recital(138).

(16) CMO 規則第 152 条は生産者組織の活動内容や加盟国による認定について、第 156 条は生産者組織の団体である生産者組織連合会について規定している（明田 前掲注(13), pp.54-58.）。牛乳・乳製品部門の生産者組織については第 161 条で規定している。実態等について、小田 前掲注(14)を参照。

(17) Regulation (EU) No 2021/2117, OJ L 435, 2021.12.6, pp.262-314 による。

(18) CMO 規則の英語版では interbranch organisations と表記され業種間組織とも訳されるが本稿では専門職業間組織の訳語を用いる。なお、CMO 規則フランス語版では organisations interprofessionnelles である。専門職業間組織については、新山陽子ほか「フランス、オランダの農業・食品分野の専門職業組織—設立根拠法と組織の役割、職員の専門性—」『フードシステム研究』20(4), 2014.3, pp.386-403. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jfsr/20/4/20_386/pdf>; 明田 前掲注(13), pp.58-60; 農林水産省新事業・食品産業部「フランスの EGAlim 法の概要について」（第 1 回適正な価格形成に関する協議会 資料 3）2023.8.29, p.2. <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kakaku_keisei/attach/pdf/index-5.pdf> 等を参照。適正な価格形成等に当たり、日本でも専門職業間組織のような関係者間の「垂直的な取組」の必要性が指摘されている（「食料・農業・農村政策審議会答申」2023.9, p.49. 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/syokuryo_nouguyo_nouson_kihonhou/attach/pdf/index-59.pdf>; 「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）pp.129-130. 同 <https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-61.pdf>）。農林水産省の「適正な価格形成に関する協議会」や「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」（第 217 回国会閣法第 45 号）が規定する「認定指標作成等団体」は垂直的な取組であると言える。

活動の代表者とサプライチェーンにおける製品の加工又は流通段階の少なくとも1つに関係する経済活動の代表者とで構成されるとされ、生産活動の代表者が含まれることが必須である。

専門職業間組織は、その構成メンバー及び消費者の利益を考慮した特定の目的を追求するものであり、業務の例として、①生産コスト、価格（場合により価格指数を含む。）等に関する統計データの公表、将来の市場動向分析の提供等を通じて、生産と市場に関する知識と透明性を向上させること、②生産能力の予測、市場価格の記録、③市場調査等により製品の市場投入方法の調整の改善を支援すること、④輸出市場の開拓、⑤購入者への農産物の販売、流通業者及び小売業者への加工品の供給に関する標準契約書の様式の作成等が規定されている。

2 UTP 指令

(1) 概要

生産、加工、流通、小売といった農産物・食品サプライチェーンに関係する事業者は、チェーンの各段階におけるその数や規模、集中の程度等が様々である。一般的に農業生産部門は非常に多数の小規模な単位で構成されている。農業者や小規模の加工業者、取引業者及び小売業者は、取引相手に対する経済的依存度が大きく、取引上の代替的な選択肢がほとんどないことが多い。これに対し、集中が進む大規模な食品加工業者や小売業者は、取引関係を形成するために大きな力を行使できる立場にある⁽¹⁹⁾。また、特に生鮮農産物・食品は、保存性が低く日持ちしないため、取引上、売手の立場が弱くなる傾向にある。

こうしたことから、農産物・食品サプライチェーンの中では、売手・買手間の交渉力に著しい不均衡が見られ、交渉力の不均衡は、より大規模で強力な取引当事者が自らに有利な特定の慣行や契約上の取決めを相手方に押し付けようとして、不公正な取引慣行（Unfair Trading Practices: UTP）につながる可能性が高い（UTP 指令前文(1)）⁽²⁰⁾。2019年に制定されたUTP指令は、農産物・食品サプライチェーンにおける売手・買手間で禁止されるUTPのリストを定め、EU域内で最低限の調和を図るものである⁽²¹⁾。

本稿では、以下「UTP」の語を不公正な取引慣行一般を指すものとしてではなく、農産物・食品サプライチェーンにおける不公正な取引慣行を指すものとして使用する。

(2) 禁止されるUTP—ブラック慣行及びグレー慣行—

指令は、禁止されるUTPとして、いかなる状況においても禁止されるもの10項目（第3条第1項）と、売手と買手が事前に明確かつ曖昧さのない方法で合意した場合を除いて禁止されるもの6項目（同条第2項）を定めている（表2を参照）。前者はブラックUTP又はブラック

(19) European Commission, “Commission Staff Working Document Impact Assessment: Initiative to improve the food supply chain (unfair trading practices): Accompanying the document: Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on unfair trading practices in business-to-business relationships in the food supply chain,” SWD (2018) 92 final, 2018.4.12, pp.20-21. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018SC0092>>

(20) 前文 (recital) は、法令の条文部分の前に置かれた、立法の背景や目的等を説明するテキスト部分をいい、項目ごとに番号が振られている（樋口「2023-2027年のEU共通農業政策（CAP）」前掲注(12), p.52(脚注(13)); European Union, *Joint Practical Guide of the European Parliament, the Council and the Commission for persons involved in the drafting of European Union legislation*, 2015, pp.31-37. <<https://eur-lex.europa.eu/content/techleg/KB0213228ENN.pdf>>）。

(21) UTP指令の概要について、濱野恵「【EU】農産物等の取引における不公正な慣行を禁止する指令の制定」『外国の立法』No.280-2, 2019.8, p.32. <<https://doi.org/10.11501/11338361>>; 小田 前掲注(14), pp.31-33; 明田 前掲注(13), pp.60-61 等をも参照。

慣行、後者はグレー UTP 又はグレー慣行と呼ばれる⁽²²⁾。本稿では以下ブラック慣行、グレー慣行という表現を用いる。

表2 UTP 指令が規制する UTP の概要

ブラック慣行	・生鮮農産物・食品に対する 30 日を超える代金支払遅延 ・その他の農産物・食品に対する 60 日を超える代金支払遅延 ・生鮮農産物・食品に関する直前（30 日未満の期間）での注文の取消し ・買手による一方的な契約変更 ・特定の取引と無関係な支払 ・損失及び劣化のリスクの売手への転嫁 ・供給に係る合意内容の書面による確定に関する売手からの要求を買手が拒否すること ・買手による売手の営業秘密の不正利用 ・買手による取引上の報復行為 ・顧客の苦情を調査する費用の売手への転嫁
グレー慣行	・対価を支払わずに売れ残り商品の返品等を行うこと ・ストック、陳列等の費用を売手が支払うこと ・販売促進の一環としての値引きに要する費用を売手が支払うこと ・広告の費用を売手が支払うこと ・販売の費用を売手が支払うこと ・売手の製品を販売するための施設の設営スタッフの費用を売手が支払うこと

（出典）“Unfair trading practices in the food chain.” European Commission website <https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/agri-food-supply-chain/unfair-trading-practices_en>; 明田作「農業分野における EU の競争政策とその動向」『農林金融』73(2), 2020.2, pp.60-61. <<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n2020fc1.pdf>> 等を基に筆者作成。

（3）適用対象となる取引等

UTP 指令の対象となる農産物及び食品は、EU 運営条約の附属書 I⁽²³⁾掲載の製品（EU の共通農業政策（CAP）及び共通漁業政策（CFP）の対象となる農産物・食品）及びこれを食品に加工した製品である（第 2 条）。

UTP 指令は、売手又は買手の少なくとも一方が EU 域内にある場合に、年間売上高が一定額を超す買手が、年間売上高が当該額以下の売手と取引をするときに適用され、年間売上高 3 億 5000 万ユーロ（約 553 億円）⁽²⁴⁾以下の売手（農業者、協同組合を含む生産者組織、食品加工業者等）が保護の対象となる（第 1 条。表 3 を参照）。

表3 UTP 指令の対象となる取引

- 1) 200 万ユーロ以下の売手と 200 万ユーロ超の買手との間
- 2) 200 万ユーロ超 1000 万ユーロ以下の売手と 1000 万ユーロ超の買手との間
- 3) 1000 万ユーロ超 5000 万ユーロ以下の売手と 5000 万ユーロ超の買手との間
- 4) 5000 万ユーロ超 1 億 5000 万ユーロ以下の売手と 1 億 5000 万ユーロ超の買手との間
- 5) 1 億 5000 万ユーロ超 3 億 5000 万ユーロ以下の売手と 3 億 5000 万ユーロ超の買手との間

（注）金額は全て年間売上高を指す。

（出典）UTP 指令第 1 条第 2 項の規定を基に筆者作成。

⁽²²⁾ “Unfair trading practices in the food chain.” European Commission website <https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/agri-food-supply-chain/unfair-trading-practices_en> 等

⁽²³⁾ Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union, Annex I. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02016ME%2FTXT-20240901#anx_I>

⁽²⁴⁾ 1 ユーロは約 158.1 円。令和 7 年 4 月分報告省令レートに基づく。

(4) 執行機関の指定、苦情の処理等

各加盟国は、UTP 指令の執行機関をそれぞれ指定する（第 4 条）。

売手は、売手自身が属する加盟国の執行機関又は UTP を行ったと疑われる買手が属する加盟国の執行機関のいずれかに苦情を申し立てることができる。生産者組織、生産者組織連合会等は、UTP の被害を受けたと考えるその構成員等からの要請に基づき苦情を申し立てることができる。執行機関は、苦情を申し立てた者の要請に基づきその者又はその構成員等の身元その他の情報について適切に保護しなければならない（第 5 条）。

買手に対し交渉力の弱い売手は、買手からの取引上の報復や既存の取引関係を失うことを恐れ、UTP の被害を受けても苦情を申し立てることが少ない。こうした恐れの一因（fear factor）が UTP に対する効果的な取締りが行われず、UTP の事例に限られた数しか明らかにならない原因となっている⁽²⁵⁾。指令の前文 (28) は、取引上の報復の恐れから申立人が身元を秘匿することを求めた場合に執行機関は適切な措置を講じるべきであるとしている。

執行機関には、自発的に又は売手等からの苦情を受けて調査を実施し、UTP を認定して買手にその中止を求め、加盟国の法令に基づき制裁金等を科し、処分の結果を公表する等の権限が付与されている（第 6 条）。

(5) 国内法化の状況

UTP 指令は、2022 年 12 月までに全ての加盟国で国内法化された⁽²⁶⁾。

加盟国は、域内市場の機能に関する諸規則と両立する限りにおいて、指令の規定よりも厳しい国内法令を維持し、又は採用することができる（第 9 条）。表 2 のとおり、指令に定める UTP には、農産物・食品の生産コストに直接関わるものはないが、2024 年 4 月に欧州委員会がまとめた UTP 指令の国内法化状況に関する報告書によると、指令を国内法化する法令において指令より厳しいルールを定める加盟国の中には、「生産コストを下回る販売又は購入」を規制する国（スペイン、クロアチア、ハンガリー、イタリア）が存在する⁽²⁷⁾。報告書に添付された作業文書は、該当する規定を具体的に引用して紹介している⁽²⁸⁾。

II 加盟国の事例

前章では、農産物・食品価格への生産コストの反映に関連する EU レベルの法令として、CMO 規則及び UTP 指令について述べた。本章では、価格の設定等の際に生産コスト指標の考慮を求めるエガリム法を有するフランス、UTP 指令を国内法化する法令において生産コストを下回る取引を直接規制している諸国のうちスペイン及びイタリアについて、農産物・食品価格への生産コストの反映に関連する規制の概要を紹介する。あわせて、補足として、生産コスト

(25) UTP 指令前文 (8); European Commission, *op.cit.*(19), pp.14-15.

(26) European Commission, “Report from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Implementing the prohibition of unfair trading practices to strengthen the position of farmers and operators in the agricultural and food supply chain – State of play,” COM(2024) 176 final, 2024.4.23, p.3. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024DC0176>>

(27) *ibid.*, p.8. なお、UTP 指令を国内法化する法令以外の法令において「生産コストを下回る販売又は購入」を規制する EU 加盟国の存否については、報告書の報告対象外であり報告書からは把握できない。

(28) European Commission, “Commission Staff Working Document: Unfair Trading Practices (UTP) – Overview tables on Member States’ transposition choices and enforcement activities,” SWD(2024) 106 final/2, 2024.6.3, pp.29-30. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024SC0106R\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024SC0106R(01))>

を下回る取引に係る規制の導入を見送ることとしたドイツにおける検討内容の概要を紹介する。

1 フランス

(1) 概要

(i) UTP 指令の国内法化

フランスでは、UTP 指令の国内法化以前には、フードチェーンにおける UTP の規制に特化した法令はなく、事業者間一般の不公正な取引慣行が商法典⁽²⁹⁾で規制されていた⁽³⁰⁾。UTP 指令の国内法化は、2019 年から 2021 年にかけて、2 つのオルドナンス等によって行われた⁽³¹⁾。

(ii) エガリム法

UTP 指令の国内法化と並行して、2018 年には、農産物取引交渉における農業者の立場の強化、所得の向上を目的の 1 つとして、「農業及び食品部門における取引関係の均衡並びに健康的で持続的で全ての人々がアクセス可能な食料のための 2018 年 10 月 30 日法律第 2018-938 号」(以下「エガリム 1 法」)が制定された⁽³²⁾。また、同様の目的を有する法律として、「農業者の報酬の保護のための 2021 年 10 月 18 日法律第 2021-1357 号」(以下「エガリム 2 法」)⁽³³⁾、「供給業者と流通業者との間の取引関係の均衡を強化するための 2023 年 3 月 30 日法律第 2023-221 号」(以下「エガリム 3 法」)⁽³⁴⁾が制定された。本稿ではこれら 3 つを総称してエガリム法という⁽³⁵⁾。

(iii) 農事海洋漁業法典、商法典等

UTP 指令の国内法化に係るオルドナンス等及びエガリム法は、農事海洋漁業法典⁽³⁶⁾、商法典、

(29) Code de commerce

(30) European Commission, *op.cit.*(19), pp.203, 209-211.

(31) Ordonnance n° 2019-359 du 24 avril 2019 portant refonte du titre IV du livre IV du code de commerce relatif à la transparence, aux pratiques restrictives de concurrence et aux autres pratiques prohibées, Ordonnance n° 2021-859 du 30 juin 2021 relative aux pratiques commerciales déloyales dans les relations interentreprises au sein de la chaîne d'approvisionnement agricole et alimentaire. 2019 年のオルドナンス (前者) は、エガリム 1 法 (後述) 第 17 条に基づくものであるが UTP 指令の国内法化のための規定を含む。オルドナンスとは、法律事項についての議会の政府への授権によって政府が制定する命令をいう。UTP 指令の国内法化に係るその他の法令は、UTP 指令の国内法化の状況を示す EUR-Lex のページ <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=CELEX:32019L0633>> のフランスの項で確認できる。

(32) Loi n° 2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous. この法律は全 98 か条から成り、動物福祉、環境保護 (食料分野におけるプラスチック使用の減少)、健康的な食事、地産地消など他の目的のための規定も多く含む。エガリム法 (loi EGAlim) の呼称は、同法制定の契機となった食料全体会議 (États généraux de l'alimentation) による。

(33) Loi n° 2021-1357 du 18 octobre 2021 visant à protéger la rémunération des agriculteurs. 全 16 か条

(34) Loi n° 2023-221 du 30 mars 2023 tendant à renforcer l'équilibre dans les relations commerciales entre fournisseurs et distributeurs. 全 21 か条

(35) エガリム法については邦語による数多くの資料があり、詳細についてはそれらを参照されたい。本稿では主として次の資料を参照した。安藤英梨香「【フランス】健康的で安定した食料供給に関する法律」『外国の立法』No.278-1, 2019.1, pp.10-11. <<https://doi.org/10.11501/11220544>>; 須田文明「農業者に公正な報酬を！—フランス新農業食品法の試み—」『農業』No.1654, 2019.8, pp.51-56; 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング『令和 4 年度フランスの EGAlim 法による食品の価格形成に関する実態調査委託事業報告書』2023. 農林水産省ウェブサイト <<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/index-15.pdf>> (エガリム 1 法、エガリム 2 法の邦訳等を含む。); 新山陽子ほか「フランス EGAlim 法、EGAlim II 法にみる生産コストを考慮した価格形成一法にみる仕組み、実施に向けた議論、日本の課題—」『フードシステム研究』30(2), 2023.9, pp.37-52. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jfsr/30/2/30_01/_pdf-char/ja>; 新山陽子「農産物の適正な価格形成の必要と実現のための課題」『農業と経済』90(1), 2024 冬, pp.74-84; 農林水産省新事業・食品産業部 前掲注(18)

(36) Code rural et de la pêche maritime

消費法典⁽³⁷⁾等の改正を含んでいる⁽³⁸⁾。

農産物・食品の取引について、農業者と最初の買手との間での農産物の取引は農事海洋漁業法典の対象であり、最初の買手以降の農産物・食品の取引は商法典の対象である⁽³⁹⁾。

(iv) 書面契約の義務化等

フランス国内で行われる農業者が最初の買手に対して農産物（CMO 規則附属書 I⁽⁴⁰⁾に記載する農産物をいう。）を販売する取引は書面契約の作成が義務化されている。ただし、消費者への直接販売、慈善団体への販売、卸売市場での取引は対象外である。義務化の対象となる農業者及び買手の事業規模や義務化の例外品目についてはコンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽⁴¹⁾で定められている⁽⁴²⁾。書面契約には、価格、納品対象物の数量等、集荷・納品の方式、支払の方法及び期限、契約期間（原則として3年以上）などを定めなければならない。書面契約に定めるべき事項と類似の効果を有する規定が協同組合等の規約等に含まれる場合は、当該協同組合等に対するその構成員からの納品は書面契約の対象外である。書面契約の締結において、契約条件は農業者側から提案する（農事海洋漁業法典 L. 第 631-24 条以下）⁽⁴³⁾。

最初の買手以降の売手・買手間における一般販売条件（conditions générales de vente: CGV）、書面協約（conventions écrites）については商法典 L. 第 441-1 条以下で規定されている⁽⁴⁴⁾。

(v) 規制対象となる UTP 等

UTP 指令の国内法化状況に関する欧州委員会の作業文書によると、国内法化に際してフランスでは、指令に定める UTP のうち3つのグレー慣行をブラック慣行に変更しているが、新たに追加された UTP はない⁽⁴⁵⁾。

作業文書は、フランスでは、商法典に不公正な取引慣行を一般的に規制する規定が含まれており、UTP 指令の国内法化に際して明示的に規制されたのは幾つかの慣行にとどまるが、他の UTP については一般的な規定でカバーされる可能性があるとしている⁽⁴⁶⁾。

(37) Code de la consommation

(38) 例えば、農産物販売契約に関する農事海洋漁業法典 L. 第 631-24 条は、エガリム 1 法、エガリム 2 法、エガリム 3 法のそれぞれにより改正され、また、食品の売手・買手間の書面協約に関する商法典 L. 第 443-8 条は、エガリム 2 法によって新設された後エガリム 3 法によって改正されている。

(39) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 前掲注(35), p.19.

(40) Consolidated text: Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007, Annex I. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02013R1308-20241108#anx_I>

(41) コンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）は、最高行政裁判所であると同時に法律に関する政府からの諮問に応じる機関でもあり、「国務院」とも訳される。デクレ（décret）は、日本の政令に相当する。豊田透「フランスにおける国の情報監視活動を規定する法律」『外国の立法』No.272, 2017.6, p.11. <<https://doi.org/10.11501/10362192>>

(42) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 前掲注(35), pp.96-109.

(43) 同上, pp.6, 19-23, 112-117. エガリム 1 法により農業者側から提案すると規定される以前は、流通業者、加工業者から農業者に対して契約条件が提示されることがほとんどであったという（同, p.6.）。

(44) 同上, pp.24-25; 新山 前掲注(35), pp.77, 83. 一般販売条件とは製品・サービスの販売・提供について顧客に対し売手が提示する条件であり、取引交渉の唯一の基礎になる。書面協約は売手・買手間の合意内容を書面化したもの。食品に関し、一般販売条件は商法典 L. 第 441-1-1 条、書面協約は同 L. 第 443-8 条で規定されている。

(45) European Commission, *op.cit.*(28), pp.10, 17. グレー慣行からブラック慣行に変更されたのは、売れ残り商品の返品、販売施設の設営費用の支払、陳列等の費用の支払の3つである。

(46) *ibid.*, pp.9-10. 不公正な取引慣行を一般的に規制する商法典の規定について、作業文書はどの規定を指すかは明示していない。商法典は L. 第 442-1 条以下で事業者間の不公正な取引慣行について規定しており、例えば同条 I は、取引交渉、契約の締結又は履行において、①相手方から、対価のない又は対価の価値に明らかに不釣り合いな利益を得ること又は得ようとする、②当事者間の権利・義務に著しい不均衡をもたらす義務を相手方に負わ

国の執行機関には経済・財務・産業及びデジタル主権省の競争・消費・不正抑止総局（Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes: DGCCRF）が指定されている⁽⁴⁷⁾。

(2) 生産コストと価格の関係に係る規定

エガリム法等によって農事海洋漁業法典、商法典等に導入された農産物・食品の生産コストと価格の関係に係る主な規定の概要を表4にまとめた。

表4 エガリム法等による改正後の商法典等における生産コストと価格の関係に係る主な規定の概要

農業者・最初の買手間の書面契約上の価格に関する条件	・価格の改定又は決定のための基準及び方式の一部として、農業者による提案は、農業における関連する生産コスト及びその変動に関する指標を考慮する。契約の両当事者は、提案の基礎となった指標に加え、市場で記録された農産物・食品の価格及びその変動に関する指標、製品の品質、仕様等に関する指標を含めて、価格の改定又は決定のための基準及び方式を自由に決定する。専門職業間組織は指標の作成及び公表を行い、これは参照指標として機能する。専門職業間組織は、場合に応じて、食品価格・マージン形成監視機関（Observatoire de la formation des prix et des marges des produits alimentaires: OFPM）又はフランスアグリメール（Etablissement national des produits de l'agriculture et de la mer: FranceAgriMer）^(注1)に依頼することができる。 ・書面契約には、価格及び当事者が自由に決定する方式に従った価格の上方又は下方への自動改定方式又は指標の重み付けを含む価格決定の基準及び方式に関する条項を含む。（農事海洋漁業法典 L. 第 631-24 条Ⅲ）
食品に含まれる農産物原材料の割合表示、聖域化等	・食品の売手（加工業者等）から買手（流通業者等）に提示される一般販売条件において、食品に占める農産物原材料と農産物原材料を 50% 以上含む加工品の割合が明示されなければならない。（商法典 L. 第 441-1-1 条Ⅰ） ・農産物・食品について農事海洋漁業法典 L. 第 631-24 条等という生産コストの指標その他の利用可能な指標が存在する場合、一般販売条件及び書面協約は、当該指標を明示し、価格を決定する際に指標が考慮される条件を説明する。（商法典 L. 第 443-4 条Ⅰ） ・売手・買手間の取引交渉は、売手の価格に占める農産物原材料及び農産物原材料を 50% 以上含む加工品の購入価格の部分を対象としない。（商法典 L. 第 443-8 条Ⅱ） ・書面協約には食品に含まれる農産物原材料のコスト変動に伴う契約価格の自動改定条項を含む。当事者は価格の自動改定方式や使用する指標を自由に決定できる。売手が取得する農産物原材料が農事海洋漁業法典 L. 第 631-24 条Ⅰという書面契約の対象である場合は、改定条項に生産コストの指標を含めなければならない。（商法典 L. 第 443-8 条Ⅳ）
不当に低い価格の規制	・農産物・食品の買手は、売手に不当に低い価格を付けさせた場合、生じた損害を賠償する義務を負う。価格が不当に低いことの特定には、農事海洋漁業法典 L. 第 631-24 条等という生産コストの指標その他の利用可能な指標が考慮される。最初の買手への販売の場合は、農業者による提案における指標も考慮される。（商法典 L. 第 442-7 条）
原価割れ小売販売の規制	・消費者にそのまま再販される食品に関する再販価格水準（seuil de revente à perte: SRP）の係数を 1.10 とし、販売価格を仕入価格の 1.1 倍以上とする。（公共活動の加速化と簡素化に関する 2020 年 12 月 7 日法律第 2020-1525 号第 125 条Ⅰ）^(注2)

* 下線は筆者による。

(注1) 農業・食料主権省監督下の行政的公施設法人。業務には、農産物市場の監視や価格等経済データの収集、分析及び提供が含まれる。

(注2) この規制は、エガリム1法第15条に基づく2018年12月12日オールドナンス第2018-1128号により2年間の試行的措置として導入され、2020年12月7日法律第2020-1525号第125条により2023年4月15日までの措置とされた。その後エガリム3法による改正で対象の食品から果物・野菜が除外され、期限が2025年4月15日まで延長された。さらに「農業食品部門の経済的安定と競争力の強化のための2025年4月14日法律第2025-337号」による改正で期限が2028年4月15日まで延長されている。

(出典) Légifrance website <<https://www.legifrance.gouv.fr/>> における各法令の規定; 須田文明「農業者に公正な報酬を！—フランス新農業食品法の試み—」『農業』No.1654, 2019.8, pp.51-56; 新山陽子ほか「フランス Egalim 法、Egalim II 法にみる生産コストを考慮した価格形成一法にみる仕組み、実施に向けた議論、日本の課題—」『フードシステム研究』30(2), 2023.9, pp.37-52. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jfsr/30/2/30_01/_pdf-char/ja> 等を基に筆者作成。

せること又は負わせようとする等が不公正な取引慣行に該当するとしている。

(47) “Unfair trading practices in the food chain: Enforcement authorities.” European Commission website <https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/agri-food-supply-chain/unfair-trading-practices_en>

農業者・最初の買手間の農産物の取引については、生産コストを下回る取引を直接規制するのではなく、生産コスト及びその変動に関する指標を価格の決定等の際に考慮することを定めている⁽⁴⁸⁾。また、食品については、売手の価格に占める農産物原材料等の部分を取引交渉の対象としないこととしており、これは「聖域化」と呼ばれている⁽⁴⁹⁾。農産物・食品の不当に低い価格での取引は規制され、生産コストの指標は、価格が不当に低いことの特定期間（該当性の判断）の際にも考慮されることとされている。

2 スペイン

(1) フードチェーン法

(i) 概要

スペインでは、UTP 指令の制定に先立ち、「フードチェーンの機能を改善するための措置に関する 2013 年 8 月 2 日法律第 12 号」（以下「フードチェーン法」）⁽⁵⁰⁾が制定され、UTP の規制等が行われてきた⁽⁵¹⁾。UTP 指令の国内法化は、同法の 2021 年の改正で措置された⁽⁵²⁾。

現行フードチェーン法は、前文、本文全 7 部 35 か条、追加規定 7 か条、経過規定 2 か条、廃止規定 1 か条、最終規定 5 か条から成る⁽⁵³⁾。同法は、農産物・食品の生産から流通までのフードチェーン⁽⁵⁴⁾に参与する事業者間における取引に適用される（第 2 条）。売手・買手の規模について、UTP 指令における年間売上高のような制限はない（I 2(3) の表 3 を参照）。

農産物及び食品は、EU 運営条約の附属書 I 掲載の製品及び人が摂取するその他の物質・製品であって、飲料、チューインガム及び食品を製造、調整又は処理する際に意図的に添加される水その他のあらゆる物質を含む、と広く定義されている（第 5 条）。

(48) 新山ほか 前掲注(35), p.43 は、2021 年制定のエガリム 2 法において書面契約、生産コスト指標考慮の義務化を規定できた背景には、同年の CMO 規則改正（I 1(3)を参照）があったと考えられると指摘している。加盟国の関係法令と CMO 規則とが相互に影響しながら展開していく一事例と言えよう。

(49) 詳細について、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 前掲注(35), pp.24-27 等。エガリム法による規制は多岐にわたり、また複雑である。本稿で紹介したのは一部のみであり、全体については前掲注(35)に掲げた資料等を参照されたい。

(50) Ley 12/2013, de 2 de agosto, de medidas para mejorar el funcionamiento de la cadena alimentaria. BOE núm. 185, de 3 de agosto de 2013, pp.56551-56581. <<https://www.boe.es/boe/dias/2013/08/03/pdfs/BOE-A-2013-8554.pdf>>

(51) European Commission, *op.cit.*(19), pp.204, 220-221.

(52) Ley 16/2021, de 14 de diciembre, por la que se modifica la Ley 12/2013, de 2 de agosto, de medidas para mejorar el funcionamiento de la cadena alimentaria. BOE núm. 299, de 15 de diciembre de 2021, pp.153323-153352. <<https://www.boe.es/boe/dias/2021/12/15/pdfs/BOE-A-2021-20630.pdf>>

(53) “Legislación consolidada: Ley 12/2013, de 2 de agosto, de medidas para mejorar el funcionamiento de la cadena alimentaria.” Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado website <<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2013-8554&p=20211215>> による。フードチェーン法の概要を紹介する資料に溝手・村田編著 前掲注(6), p.94（溝手芳計執筆部分）がある。同様の紹介は「【欧米の農政転換と農民運動】抗議活動と農民団体・EU 農政 農政改革議論なお途上（2）駒澤大学名誉教授 溝手芳計氏」2024.6.7. 農業協同組合新聞ウェブサイト <<https://www.jacom.or.jp/nousei/rensai/2024/06/240607-74619.php>> に見られる。なお、スペインの法律等では、本文に続く部分について、必要な規定を追加規定、経過規定、廃止規定、最終規定の順に置くこととされている。最終規定には他の法律を改正する規定、施行期日に関する規定等が置かれる（Resolución de 28 de julio de 2005, de la Subsecretaría, por la que se da publicidad al Acuerdo del Consejo de Ministros, de 22 de julio de 2005, por el que se aprueban las Directrices de técnica normativa. BOE núm. 180, de 29 de julio de 2005, pp.26882-26883. <[https://www.boe.es/eli/es/res/2005/07/28/\(1\)/dof/spa/pdf](https://www.boe.es/eli/es/res/2005/07/28/(1)/dof/spa/pdf)>）。

(54) 法律上の定義によれば、輸送業、売上高 1000 万ユーロ（約 15 億 8000 万円）未満の接客・飲食業及び売上高 5000 万ユーロ（約 79 億円）未満の宿泊業はフードチェーンに含まれない（第 5 条）。なお、売上高について、年間売上高を指すのか否かは規定上明示されていない。

(ii) 食品契約及びその登録

1,000 ユーロ（約 15 万 8000 円）⁽⁵⁵⁾を超える食品契約（農産物・食品の取引に関する契約。最終消費者との契約を除く。）は、食料品の納品に対し支払が即金で行われる場合等を除き、事前に書面で作成しなければならない（第 8 条）。

協同組合その他の団体に対するその構成員からの納品は、当該団体の規約等に納品物の価値を決定する手続等の定めがあり事前に構成員に周知されている場合を除き、食品契約の作成が必要とされる（同条）⁽⁵⁶⁾。

契約当事者、対象物、価格、支払・納品の条件、契約期間など食品契約に定めるべき事項の詳細は第 9 条に規定されている。また、同条は、契約内容については第 4 条に定める原則⁽⁵⁷⁾を考慮して当事者が自由に合意しなければならないと定めている。

一次生産者（農業、畜産業、林業又は漁業に従事する自然人又は法人）及びその組織から製品を購入する事業者は、納品の前にその食品契約を農業・漁業・食料省が保有する食品契約デジタル登録簿に登録する義務を負う（第 11 条の 2）⁽⁵⁸⁾。

(iii) 規制対象となる UTP 等

フードチェーン法は、第 2 部第 2 章（第 12 条～第 14 条の 2）で UTP について定めている。第 14 条の 2 は、UTP 指令を国内法化するための 2021 年の改正に際して新設された。UTP 指令の国内法化状況に関する欧州委員会の作業文書によると、同法は、UTP 一般を規制する規定⁽⁵⁹⁾を有しているほか、UTP 指令に定める UTP に加え、6 つのブラック慣行、3 つのグレー慣行を定めている。追加されたブラック慣行には、フードチェーンにおける価値の破壊（後述）のほか、書面契約を作成しないこと、食品契約デジタル登録簿に契約を登録しないこと等が、グレー慣行には、合意された価格を超える追加的な支払等がある⁽⁶⁰⁾。

国の執行機関には食品情報管理庁（Agencia de Información y Control Alimentarios: AICA）が指定され（第 28 条）、同庁は調査のため食品契約デジタル登録簿にアクセスする権限を有する（第 11 条の 2）。制裁権限を有する行政機関⁽⁶¹⁾は、重度以上の違反⁽⁶²⁾に対して課された制裁の

⁽⁵⁵⁾ 2012 年 10 月 29 日法律第 7 号の第 7 条第 1 項第 1 段落に定める金額と規定されている（第 2 条）。

⁽⁵⁶⁾ 2013 年の制定時以来、第 2 条には、協同組合等の規約等に納品義務の定めがある場合には構成員から当該協同組合等への納品は取引関係とはみなされずフードチェーン法の適用対象外となる旨の規定がある。本文に紹介した第 8 条の定めは 2021 年の改正の際に設けられ、その際あわせて第 2 条は第 8 条の定めに影響を与えない旨の文言が第 2 条に加えられた。

⁽⁵⁷⁾ フードチェーン法の対象となる取引関係は、当事者間の均衡と公正な互恵関係、合意の自由、信義誠実、相互利益、リスクと責任の公正な配分、協力、透明性及び市場における自由競争の尊重という原則の下にあると規定している。

⁽⁵⁸⁾ 食品契約デジタル登録簿については、Real Decreto 1028/2022, de 20 de diciembre, por el que se desarrolla el Registro de Contratos Alimentarios. BOE núm. 305, de 21 de diciembre de 2022, pp.178639-178649. <<https://www.boe.es/boe/dias/2022/12/21/pdfs/BOE-A-2022-21680.pdf>> に詳細が規定されている。2023 年 6 月 30 日に本格運用が開始された（“Registro de Contratos Alimentarios.” AICA website <<https://www.aica.gob.es/registro-de-contratos/>>）。

⁽⁵⁹⁾ European Commission, *op.cit.*(28), p.9. どの規定を指すか作業文書は明示していないが、フードチェーン法の対象となる取引関係を規律する原則を定めた第 4 条（前掲注 57 参照）を指すものと考えられる。

⁽⁶⁰⁾ *ibid.*, pp.16-17.

⁽⁶¹⁾ 契約当事者の双方が同一の自治州内にある場合等にはその自治州が制裁権限を有する（第 26 条）。自治州はそれぞれフードチェーン法の執行機関を指定する。自治州の執行機関は自治州の権限の範囲内において、フードチェーン法が AICA に付与する機能を有する（第 28 条）。

⁽⁶²⁾ 違反はその内容に応じて、軽度、重度、非常に重度の 3 つのランクに区分されている。例えば、食品契約に定めるべき事項（契約価格を除く。）を契約に含まない場合は軽度の違反となるが、契約価格を契約に含まない場合は重度の違反となる。また、違反による制裁を受けて 2 年以内に軽度の違反を犯した場合には重度の違反となり、重度の違反による制裁を受けて 2 年以内に再び重度の違反を犯した場合には非常に重度の違反となる（第 23 条）。

内容（制裁金等）を3か月ごとに公表する。国の機関が制裁権限を有する事案については、AICA のウェブサイトで公表される（第24条の2）⁽⁶³⁾。

（iv）コスト指標

フードチェーン法には、フードチェーン監視機関（Observatorio de la Cadena Alimentaria: OCA）⁽⁶⁴⁾の機能の1つとして、透明性及び客観性が保証された価格及び生産コストの指標を作成、公表し、定期的に更新することが規定されている（第20条）⁽⁶⁵⁾。

また、2013年のフードチェーン法の制定時に、標準契約書⁽⁶⁶⁾に記載すべき価格について、適切な場合には、価格又はコストの指標を考慮することができることとされた⁽⁶⁷⁾ほか、専門職業間組織の業務の1つとして、価格及びコストの指標に係る調査研究が加えられた⁽⁶⁸⁾。

（2）生産コストを下回る取引を禁止する規定等

農産物・食品の生産コストと価格の関係に係るフードチェーン法の規定は、2013年の制定当初にはなく⁽⁶⁹⁾、2020年の改正⁽⁷⁰⁾で設けられ、2021年の改正で更に改められた。現行規定の概要は表5のとおりである。

⁽⁶³⁾ “Ley de la Cadena Alimentaria: Publicidad de sanciones.” AICA website <<https://www.aica.gob.es/ley-de-la-cadena/#publicidad-sanciones>>

⁽⁶⁴⁾ 農業・漁業・食料省に付属する合議体の機関（第19条）。それまでの食品価格監視機関に代わるものとしてフードチェーン法に基づき設立された。全体会議には、生産者から最終消費者までフードチェーンの最も代表的な組織等が出席する。“Observatorio de la Cadena Alimentaria.” Ministerio de Agricultura, Pesca y Alimentación website <<https://www.mapa.gob.es/es/alimentacion/temas/observatorio-cadena/funcion-estructura-normativa/default.aspx>>

⁽⁶⁵⁾ 今回調査できた限りでは公表されている指標の存在は確認できなかった。なお、指標そのものではないが、UTP指令の国内法化のためにフードチェーン法を改正する法律（前掲注52参照）の追加規定第3には、法施行後6か月以内に農業・漁業・食料省は「生産コストの決定に関係する種々の要因に関する基準」（los criterios sobre los diferentes factores que intervienen en la determinación del coste de producción）を公表することと規定された。OCAはこれに対応するものとして、「生産コストの配分に関する要素」（elementos que intervienen en la distribución de costes de producción）を公表しており、これには、フードチェーンの各段階におけるコストの相対的な大きさの程度が品目ごとにグラフで示されている。Observatorio Cadena Alimentaria, “Elementos que intervienen en la distribución de costes de producción de productos agrarios, pesqueros y alimentarios,” 2023.10. <https://www.mapa.gob.es/es/alimentacion/temas/cadena-alimentaria/elementoscostesdeproduccionporproducto_tcm30-664656.pdf>

⁽⁶⁶⁾ 標準契約書の作成は、農業食品専門職業間組織を規制する1994年12月30日法律第38号（Ley 38/1994, de 30 de diciembre, reguladora de las organizaciones interprofesionales agroalimentarias. BOE núm. 313, de 31 de diciembre de 1994, pp.39358-39361. <<https://www.boe.es/boe/dias/1994/12/31/pdfs/A39358-39361.pdf>>）において、専門職業間組織の業務の1つと規定されている。標準契約書については、農産物食品標準契約を規制する2000年1月7日法律第2号（Ley 2/2000, de 7 de enero, reguladora de los contratos tipo de productos agroalimentarios. BOE núm. 8, de 10 de enero de 2000, pp.881-885. <<https://www.boe.es/boe/dias/2000/01/10/pdfs/A00881-00885.pdf>>）に規定されている。

⁽⁶⁷⁾ フードチェーン法最終規定第2による農産物食品標準契約を規制する2000年1月7日法律第2号第3条の改正

⁽⁶⁸⁾ フードチェーン法最終規定第1による農業食品専門職業間組織を規制する1994年12月30日法律第38号第3条の改正

⁽⁶⁹⁾ ただし、上に見たとおり標準契約書におけるコスト指標の考慮に関する規定はフードチェーン法制定時に設けられた。

⁽⁷⁰⁾ Real Decreto-ley 5/2020, de 25 de febrero, por el que se adoptan determinadas medidas urgentes en materia de agricultura y alimentación. BOE núm. 49, de 26 de febrero de 2020, pp.17140-17154. <<https://www.boe.es/boe/dias/2020/02/26/pdfs/BOE-A-2020-2669.pdf>>; Ley 8/2020, de 16 de diciembre, por la que se adoptan determinadas medidas urgentes en materia de agricultura y alimentación. BOE núm. 328, de 17 de diciembre de 2020, pp.115650-115661. <<https://www.boe.es/boe/dias/2020/12/17/pdfs/BOE-A-2020-16346.pdf>>

表5 フードチェーン法における生産コストと価格の関係に係る規定の概要

食品契約上の価格に関する条件	・一次生産者又はその組織が受け取るべき食品契約上の価格は、いかなる場合にも、当該生産者が負担した総コスト又は実際の生産コストを上回らなければならない、それはその活動を行う上で負担した全てのコスト、特に、種子及び苗木、肥料、植物保護製品、農薬、燃料及びエネルギー、機械、修繕、灌漑（かんがい）、家畜飼料、獣医費、減価償却、借入金及び金融商品の利子、請負作業、雇用労働力、生産者自身又はその家族構成員の労働力のコストを含まなければならない。実際のコストの決定は、経済又は生産のサイクルの全部又は一部における市場向け生産の全体を参照して行われ、各契約の対象となる製品の品質及び特性に最も適していると供給者が考える方法で配分される。これらに従わない契約条項は無効であり、一次生産者は司法の場で損害賠償を請求できる。 (第9条第1項c号、第3項)
生産コストを下回る取引の規制	・フードチェーンにおける価値の破壊を回避するため、各事業者は、直近上流の事業者に対し、当該事業者が実際に負担した製品の生産コストと同等以上の価格を支払わなければならない。その証明は、法的に認められる証拠に従って行わなければならない。 (第12条の3第1項)
原価割れ小売販売の規制	・一次生産者の販売能力を保護するため、食料品の消費者への最終的な販売を行う事業者は、その実際の購入価格を下回る小売価格を適用又は提示してはならない。これに違反する場合は、不公正な販売とみなす。使用期限に近い生鮮食料品の原価割れ販売は、消費者にその状況を明確に知らせる限り不公正とみなさない。消費者への最終的な販売を行う事業者は、いかなる場合にも、小売価格に関する事業方針から生じる事業上のリスクを、上流のいずれの事業者にも転嫁することはできない。 (第12条の3第2項～第5項)

* 下線は筆者による。

(出典) “Legislación consolidada: Ley 12/2013, de 2 de agosto, de medidas para mejorar el funcionamiento de la cadena alimentaria.” Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado website <<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2013-8554&p=20211215>>; European Commission, “Commission Staff Working Document: Unfair Trading Practices (UTP) – Overview tables on Member States’ transposition choices and enforcement activities,” SWD(2024) 106 final/2, 2024.6.3, pp.29-30. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024SC0106R\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024SC0106R(01))> 等を基に筆者作成。

前述したように、フードチェーン法が規定するブラック慣行にフードチェーンにおける価値の破壊がある（第12条の3）。これには、生産コストを下回る取引や原価割れ小売販売が含まれる。違反した場合は、重度の違反として制裁金が科される（第23条第2項f号）⁽⁷¹⁾。

第9条第1項は、食品契約に盛り込まれるべき要素を規定しており、そのc号では、一次生産者等が受け取るべき価格は当該生産者が負担した総コスト又は実際の生産コストを上回らなければならないこと、当該コストには生産者やその家族の労働力のコスト等も含まれることが規定されている。同号に規定する価格を食品契約に盛り込まない場合は重度の違反となる（第23条第2項c号）。さらに第9条第3項は、第9条第1項c号の規定に従わない条項等は無効であるとし、適用される可能性のある行政上の制裁に影響を与えることなく、一次生産者は司法の場において損害賠償を請求することができるとしている。

農業・漁業・食料省が作成したフードチェーン法に関する一次生産者向けの情報提供文書には、次のような説明がある。①各生産者は販売する製品の生産コストを把握していなければならない、②交渉において買手が提示した価格がコストを上回り満足できるマージン（利益）を提供する場合は契約の締結に進むだけでよい、③提示価格がコストを上回るものの生産者に十分なマージンをもたらさないと考えられる場合は、フードチェーン法による規制の対象外であり、両当事者の経営判断の範囲内である、④提示価格がコストを上回らない場合は、生産者は交渉の場でその旨を明示して買手に知らせなければならない、何らかの理由でこのような契約を

(71) 重度の違反の場合の制裁金は3,001～100,000ユーロ（約47万4000～約1580万円）（第24条第1項b号）であるが、原則的にはそのうちの中程度33,001～66,000ユーロ（約522万～約1040万円）の制裁金が科される（第25条第1項a号）。

結ばざるを得なくなった場合、価格条項は無効であり、裁判で救済を求めることができることを認識していなければならない⁽⁷²⁾。

このように、フードチェーン法は、生産コストを下回る取引を UTP として明確に禁止している。

3 イタリア

(1) UTP 指令を国内法化する立法命令

(i) 概要

イタリアにおいても、UTP 指令の制定以前から UTP の規制が行われており⁽⁷³⁾、その中には農産物・食品の生産コストと価格の関係に係るものも含まれていた⁽⁷⁴⁾。UTP 指令の国内法化は、2021 年 11 月 8 日立法命令第 198 号（以下「立法命令」）により行われ、既存の関係規定も整理された⁽⁷⁵⁾。

現行の立法命令（2024 年 7 月最終改正）は、前文及び本文全 14 か条から成り、売手・買手の売上高の規模にかかわらず、農産物・食品の取引関係に適用される（第 1 条）。農産物及び食品の定義は UTP 指令と同様である（第 2 条）。

(ii) 譲渡契約

譲渡契約（農産物・食品の譲渡を目的とする契約）は、納品の前に書面で作成することが義務付けられ、契約期間（原則として 12 か月以上）、対象生産物の量及び特性、価格、納品・支払の方式を定めなければならない（第 3 条）。消費者との契約や、納品と代金の支払が同時に行われる場合のほか、農業者及び漁業者が所属する協同組合又は生産者組織に農産物・食品を提供する場合は譲渡契約の定義に含まれない（第 2 条）。

(iii) 規制対象となる UTP 等

立法命令は、第 4 条及び第 5 条で UTP について定めている。UTP 指令の国内法化状況に関する欧州委員会の作業文書によると、立法命令は、UTP 一般を規制する規定⁽⁷⁶⁾を有しているほか、UTP 指令に定める UTP に加え、17 のブラック慣行を定めている⁽⁷⁷⁾。追加されたブラック慣行には、生産コストを下回る価格での農産物・食品の販売を売手に課すこと（後述）のほか、最低 12 か月の契約期間を有する書面契約を作成しないこと、一方の当事者から他方の当

(72) Ministerio de Agricultura, Pesca y Alimentación, “10 Preguntas y Respuestas en Relación con la Aplicación de la Ley de la Cadena: A los productores primarios,” p.4. <https://www.mapa.gob.es/es/alimentacion/temas/cadena-alimentaria/ldcnnotadivulgativaproduttoreprimarios_tcm30-614136.pdf>

(73) European Commission, *op.cit.*(19), pp.203, 215-216.

(74) Decreto 19 ottobre 2012, n.199, Regolamento di attuazione dell'articolo 62 del decreto-legge 24 gennaio 2012, n.1, recante disposizioni urgenti per la concorrenza, lo sviluppo delle infrastrutture e la competitività, convertito, con modificazioni, dalla legge 24 marzo 2012, n.27 の第 4 条第 2 項 c 号では、誠実及び公正の原則に反し、農業者が取引及び譲渡する製品の平均生産コストを明らかに下回る価格を契約条件として決定することは不公正な取引慣行に該当するとして禁止している。法令の法文は Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>> を参照。以下同じ。

(75) Decreto Legislativo 8 novembre 2021, n.198, Attuazione della direttiva (UE) 2019/633 del Parlamento europeo e del Consiglio, del 17 aprile 2019, in materia di pratiche commerciali sleali nei rapporti tra imprese nella filiera agricola e alimentare nonché dell'articolo 7 della legge 22 aprile 2021, n. 53, in materia di commercializzazione dei prodotti agricoli e alimentari. 立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である（芦田淳「イタリアにおける政党国庫補助関連法制—2013 年緊急法律命令第 149 号を中心に—」『外国の立法』No.302, 2024.12, p.36. <<https://doi.org/10.11501/13840156>>）。

(76) European Commission, *op.cit.*(28), p.9. 立法命令第 3 条第 1 項は、譲渡契約が透明性、公平性、比例性及び給付の相互対価性の原則に従い、取引関係の成立の以前、最中及び以後において遵守されなければならないと規定している。

(77) 追加されたグレー慣行はない。

事者への不当かつ不釣り合いな経済的リスクの移転等がある⁽⁷⁸⁾。

国の執行機関には、農業・食料主権・森林省の農産食品品質保護・不正防止中央監査機関（Ispettorato centrale della tutela della qualità e repressione frodi dei prodotti agroalimentari: ICQRF）が指定されている（第 8 条）。違反に対して課された制裁の内容（制裁金等）は、定期的に農業・食料主権・森林省のウェブサイトで公表される（同条）⁽⁷⁹⁾。

（iv）コスト指標

農業・食料主権・森林省管轄下の公的経済機関である農産物市場サービス研究所（Istituto di Servizi per il Mercato Agricolo Alimentare: ISMEA）は、農産物の平均生産コストを作成することとされている⁽⁸⁰⁾。立法命令の 2024 年の改正⁽⁸¹⁾により、平均生産コストとは、ISMEA が開発し農業・食料主権・森林省に通知された方法に基づいて同研究所が決定した農産物・食品の平均生産コストをいうとの定義規定が置かれた（第 2 条第 1 項 o 号の 2）。平均生産コストのデータは、ISMEA のウェブサイトで示されている⁽⁸²⁾。

（2）生産コストを下回る取引を禁止する規定等

現行立法命令における生産コストと価格の關係に係る規定の概要は表 6 のとおりである。

表 6 UTP 指令を国内法化する立法命令における生産コストと価格の關係に係る規定の概要

譲渡契約上の価格に関する条件	・ 供給される商品の価格は、 <u>生産コスト</u> ^(注) を考慮する。 (第 3 条第 1 項)
生産コストを下回る取引の規制	・ <u>生産コストを下回る価格で農産物・食品を売る</u> ことなど、売手に過重な契約条件を課す取引慣行は不公正であり禁止される。 (第 5 条第 1 項 b 号) ・ 生鮮農産物・食品の原価を下回る販売は、腐敗する危険性がある売れ残り品の場合又は製品の供給者と書面で合意した計画された取引の場合に限り許される。これに違反した場合は、当事者が設定した価格は、購入請求書による価格、購入請求書との照合ができない場合は農産物市場サービス研究所（ISMEA）が調査した <u>平均生産コスト</u> ^(注) に基づいて算出された価格、それもない場合は対象市場における類似製品の平均価格によって置き換えられる。 (第 7 条第 1 項及び第 3 項)

* 下線は筆者による。

（注）現行立法命令第 2 条において、生産コストは、対象地域において普及している技術を用いて行われる生産工程に必要な原材料、固定・変動要素及びサービスの使用に関するコストをいい、平均生産コストは、ISMEA が開発し農業・食料主権・森林省に通知された方法に基づいて同研究所が決定した農産物・食品の平均生産コストをいう、とそれぞれ定義されている。

（出典）Decreto Legislativo 8 novembre 2021, n. 198（2024 年 7 月 12 日最終改正）；European Commission, “Commission Staff Working Document: Unfair Trading Practices (UTP) – Overview tables on Member States’ transposition choices and enforcement activities,” SWD(2024) 106 final/2, 2024.6.3, pp.29-30. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024SC0106R\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024SC0106R(01))> 等を基に筆者作成。

(78) European Commission, *op.cit.*(28), pp.21-22.

(79) “Sanzioni irrogate.” Ministero dell’agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste website <<https://www.politicheagricole.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/22178>>

(80) 2019 年 3 月 29 日緊急法律命令第 27 号（Decreto-Legge 29 marzo 2019, n. 27, Disposizioni urgenti in materia di rilancio dei settori agricoli in crisi e di sostegno alle imprese agroalimentari colpite da eventi atmosferici avversi di carattere eccezionale e per l’emergenza nello stabilimento Stoppani, sito nel Comune di Cogoletto.）が 2019 年 5 月 21 日法律第 44 号によって法律に転換された際に設けられた第 10 条の 4 第 2 項の規定による。第 10 条の 4 は、UTP 指令を国内法化する立法命令により、第 2 項のみを残して他は削除された。

(81) Decreto-Legge 15 maggio 2024, n. 63, Disposizioni urgenti per le imprese agricole, della pesca e dell’acquacoltura, nonché per le imprese di interesse strategico nazionale の第 4 条による。

(82) “Monitoraggio dei costi medi di produzione.” ISMEA website <<https://www.ismeamercati.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/12028>> アクセスには登録が必要とされる。登録フォームには県名を選択して入力する必要があり、イタリアに居住しない者の登録は想定されていない模様であるため、筆者はデータを確認できていない。

前述したように、立法命令が規定するブラック慣行の1つに、生産コストを下回る価格で農産物・食品を売ることなど、売手に過重な契約条件を課すことがある。違反した場合、その行為が犯罪となる場合を除き、制裁金が科される（第10条第6項）⁽⁸³⁾。第7条の生鮮農産物・食品の原価を下回る販売の原則禁止は、UTP について定める第4条及び第5条とは別に規定されている。

譲渡契約に盛り込まれるべき要素を規定する第3条では、価格は第2条第1項o号の3に規定する生産コストを考慮すると規定している。生産コストは、対象地域において普及している技術を用いて行われる生産工程に必要な原材料、固定・変動要素及びサービスの使用に関するコストをいうと定義されている。

第3条、第4条、第5条及び第7条の規定に反する契約条項は無効とされる（第1条第4項）。

このように、立法命令は、生産コストを下回る取引を UTP として禁止している。第2条の生産コスト及び平均生産コストの定義規定や第3条の生産コストを考慮する旨の規定は、立法命令の2024年の改正で新しく設けられたものである。生産コストの価格への反映に係る規定の充実が図られてきていると言えよう⁽⁸⁴⁾。

4 （補足）ドイツにおける検討

(1) UTP 指令国内法化時の議論

ドイツでは、UTP 指令の国内法化は、2021年6月の農業市場構造法の改正⁽⁸⁵⁾等により行われた⁽⁸⁶⁾。改正により同法の題名は、「農業部門における組織及びサプライチェーンの強化に関する法律」（農業組織及びサプライチェーン法（AgrarOLkG））に改められた⁽⁸⁷⁾。

ドイツにおいても農産物の生産コストを下回る取引は規制されるべきとの議論があり⁽⁸⁸⁾、農業市場構造法改正案の審議過程では、連邦参議院が、付加価値総額をバリューチェーン⁽⁸⁹⁾の参加者に分配する仕組みをより公正なものにするためとして、連邦政府に対し、標準化された生産コストを下回る購入をバリューチェーン全体にわたり一般的に禁止することを検討する

⁽⁸³⁾ 制裁金の額は、直近の会計年度の売上高の3%を上限とし、10,000ユーロ（約158万円）を下回ることはない。なお、立法命令の2024年の改正により、違反が発覚した買手は、30日以内に売手が負担した生産コストよりも高い価格の支払を正式に申し出ることによって売手への過重な契約条件を変更し、変更後の金額を実際に支払うことにより、制裁金を50%減額されることとなった（第10条第12項の2）。

⁽⁸⁴⁾ UTP 指令の国内法化に係る原則及び指針を示した法律の規定（Legge 22 aprile 2021, n. 53, Delega al Governo per il recepimento delle direttive europee e l'attuazione di altri atti dell'Unione europea - Legge di delegazione europea 2019-2020 の第7条）には、ISMEA が作成した平均生産コストよりも低い価格が買手によって設定される場合、その価格は UTP の存在を確認する基準とされるものと立法命令に規定する旨の条文がある（同法第7条第1項q号）。しかし、現行立法命令にはこれに相当する規定は見当たらず、平均生産コストではなく生産コストを下回る取引を UTP であると規定している（立法命令第5条第1項b号）。生産コストはどのように把握するべきものと考えられているか、平均生産コストとの関連はどうか等について、今回の調査では情報が得られなかった。

⁽⁸⁵⁾ Zweites Gesetz zur Änderung des Agrarmarktstrukturgesetzes vom 2. Juni 2021 (BGBl. I S.1278)

⁽⁸⁶⁾ UTP 指令の国内法化の状況を示す EUR-Lex のページ <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/NIM/?uri=CELEX:32019L0633>> のドイツの項で確認できる。

⁽⁸⁷⁾ Gesetz zur Stärkung der Organisationen und Lieferketten im Agrarbereich

⁽⁸⁸⁾ Bernhard Forstner, *Staatliches Verbot des Einkaufs von Lebensmitteln und Agrarerzeugnissen unterhalb der Produktionskosten: Erfahrungen in Spanien, Frankreich und Italien sowie Einschätzungen zu einer möglichen Umsetzung in Deutschland* (Thünen Working Paper 220), Braunschweig: Johann Heinrich von Thünen-Institut, 2023, pp.34-35. <https://literatur.thuenen.de/digbib_extern/dn066667.pdf>

⁽⁸⁹⁾ バリューチェーン（Wertschöpfungskette）とは、原材料の生産から加工及び輸送を経て取引及び最終消費者による消費に至るまで、製品の製造・販売に関わる全ての段階を表す用語であり、これらの各段階は経済的付加価値を創造する。“Wertschöpfungsketten.” Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung website <<https://www.bmz.de/de/service/lexikon/wertschoepfungsketten-14954>>

よう求めている⁽⁹⁰⁾。

成立した農業組織及びサプライチェーン法には、施行2年後に実施する評価に、生産コストを下回る食品及び農産物の購入禁止の可能性に関する検討結果を含めることが規定された（第59条）。また、2021年12月に発足した社会民主党、同盟90／緑の党及び自由民主党の連立政権の協定にも、UTPに対する措置を講じ、生産コストを下回る食品の販売を阻止することができるか検討する旨が明記された⁽⁹¹⁾。

（2）検討内容

連邦政府による農業組織及びサプライチェーン法の評価報告書は、2023年11月に連邦議会に提出された⁽⁹²⁾。生産コストを下回る取引の規制に係る検討のため、連邦食料・農業省はチューネン研究所（Johann Heinrich von Thünen Institute）⁽⁹³⁾に調査を委託し、同研究所は、フランス、スペイン及びイタリアの制度に関する調査結果を含む報告書をまとめている⁽⁹⁴⁾。

以下、政府の評価報告書から、生産コストを下回る取引の規制に係る検討の部分の概要を紹介する。なお、評価報告書は、スペイン、イタリアの制度は生産コストを下回る食品・農産物の取引を禁止するものであるが、フランスのエガリム法は、生産コストを下回る取引を一律に禁止するものではなく、スペイン、イタリアに比べて最も複雑な規制であるとしている⁽⁹⁵⁾。

（i）結論

評価報告書は、EU法及びドイツ国内法の下での訴訟リスク、ドイツ国内で実施する場合の多大な行政負担、規制を必要とする部門が限られることを理由に、現時点では生産コストを下回る食品・農産物の取引を禁止する規定を制定するべきではないとした⁽⁹⁶⁾。

（ii）理由

結論に至る理由を、評価報告書は、チューネン研究所への委託調査から得られた評価（専門的評価）と法的な観点からの評価（法的評価）の2つに分けて説明している。

（a）専門的評価

専門的評価では、主に次のような点が挙げられている⁽⁹⁷⁾。

- ①生産コストを定義することの困難性。様々な方法上の課題や、農場の種類、生産方法、構造や規模、地理的な位置など考慮すべき要素が多いことに加え、ドイツではフランスのように

⁽⁹⁰⁾ Stellungnahme des Bundesrates, *Drucksache*, 3/21 (Beschluss), 2021.2.12, p.2. <<https://dserver.bundestag.de/brd/2021/0003-21B.pdf>>

⁽⁹¹⁾ “Mehr Fortschritt wagen: Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit: Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN und FDP,” p.47. FDP website <https://www.fdp.de/sites/default/files/2021-11/Koalitionsvertrag%202021-2025_0.pdf>

⁽⁹²⁾ Unterrichtung durch die Bundesregierung, *Drucksache*, 20/9570, 2023.11.23. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/095/2009570.pdf>>

⁽⁹³⁾ 連邦食料・農業省傘下の研究機関。農村地域・農林水産業に関する研究と科学的政策提言などを行っている。Thünen-Institut website <<https://www.thuenen.de/de/>>

⁽⁹⁴⁾ Forstner, *op.cit.*⁽⁸⁸⁾

⁽⁹⁵⁾ Unterrichtung durch die Bundesregierung, *op.cit.*⁽⁹²⁾, p.58.

⁽⁹⁶⁾ *ibid.*, pp.8, 64, 67.

⁽⁹⁷⁾ *ibid.*, pp.59-60.

多くのコスト・価格指標を提供できる前提条件や仕組みがなく、データが十分に入手できないことが根本的な問題である。

- ②禁止措置を確実に実施するための規制、制裁、紛争解決メカニズムの管理負担が大きい。
- ③目標が達成された場合のドイツの食品生産への影響。国産農産物原料の価格上昇による加工品の競争力の喪失、輸入増加による競争圧力の増大といった影響があり得る。また、生産者価格の上昇が生産量に影響し、更なる市場介入（主として数量規制）が必要となるかもしれない。消費者価格の上昇を伴う可能性もある。
- ④バリューチェーン上の関係者は、価格形成への国家介入に懐疑的で、生産コストを下回る取引の禁止には拒否反応を示す可能性が高い。規制が実際に必要なのは酪農部門等に限られる。

(b) 法的評価

法的評価では、EU の農業市場法の基本は CMO 規則であり、加盟国が CMO 規則の目的と重なる国内法令を定めることができる場合には、1) CMO 規則に規制の余地が存在するか他の EU 法（UTP 指令等）に基づき認められる場合、2) CMO 規則の目的以外の公益を目的とする場合の 2 つがあるとした上で、主に次のような点が挙げられている⁽⁹⁸⁾。

- ① 1) の前半について。価格設定に関する CMO 規則第 148 条及び第 168 条は、価格を含む全ての契約構成要素は自由な交渉が可能でなければならないとしていることから、生産コストを下回る取引の禁止を含む最低価格規制を可能にするような規制の余地は存在しない。当事者間の合意に関する CMO 規則のその他の規定⁽⁹⁹⁾についても同様である。
- ② 1) の後半について。UTP 指令が禁止することができるのは、生産コストを下回る購入が指令の意味における UTP である場合に限られる。しかし、ア) CMO 規則に基づくシステムの下にある UTP 指令が自由な価格交渉の原則を回避する機会を加盟国に与えるようなルールを設定を認めることは UTP 指令の立法者の意図ではあり得ないこと、イ) 魅力的な価格による新規顧客の獲得、在庫の整理といった生産者の事業上の理由により一時的に生産コストを下回る販売をする場合も存在するため、生産コストを下回る購入それ自体を不公正とすることは適切でないこと、の 2 点から、UTP 指令により禁止措置を一般的に認めることは考えられない。
- ③ 2) について。公益目的として考えられるものに、UTP への対応、農業者の生活水準の向上があるが、前者については生産コストを下回る購入それ自体は上述のとおり UTP とは言えない、後者については共通農業政策、CMO 規則の目的そのものである。
- ④仮に生産コストを下回る購入が UTP であるとした場合であっても、その禁止が正当化されるには、その適切性及び相応性が問題となる。適切性については、価格は需要と供給の均衡を達成する不可欠な手段であり、生産コストを下回る購入を禁止する措置は生産拡大につながり価格の低下圧力を更に高める可能性があるため疑問である。相応性については、当該措置が目的を達成するために必要な範囲を超えないこと、つまり、なぜそれが全ての農産物に一般的に適用され、特に影響を受けやすい特定の製品に対象を限定できないのかを説明できないなければならない。

⁽⁹⁸⁾ *ibid.*, pp.60-64.

⁽⁹⁹⁾ 評価報告書は、第 152 条第 1a 項、第 210 条、第 210a 条について検討している。

⑤国内法（憲法）との整合性という観点からは、生産コストを下回る購入を禁止する措置は契約当事者の基本的権利の制約が大きい。特に事業上の理由から生産コストを下回る販売を望む農業者に対する制約は重大である。適切性及び相応性についてはEU法についての検討と同様である。

以上のような点を挙げ、連邦政府の評価報告書は、EU法及びドイツ国内法の下での訴訟リスク⁽¹⁰⁰⁾や多大な行政負担等を理由に、現時点では生産コストを下回る食品・農産物の取引を禁止する規定を制定するべきではないと結論した。

なお、農業組織及びサプライチェーン法は、生産コストを下回る取引を禁止する規定を盛り込まない形で2024年10月に改正されている⁽¹⁰¹⁾。

Ⅲ CMO規則改正案とUTP指令改正の動向

EUでは、農業者の収入の減少、肥料等のコストの高騰、安価な輸入品との競争等を背景に2024年初頭に域内各地で大規模な農民デモが発生し、農産物・食品サプライチェーンにおける農業者の立場の強化、農産物の適正な価格の実現が喫緊の課題となった⁽¹⁰²⁾。農民デモが高まる中、2月にはフランスのマクロン（Emmanuel Macron）大統領がEU版エガリム法の制定を求め⁽¹⁰³⁾、スペインのプラナス（Luis Planas）農業・漁業・食料大臣が自国のフードチェーン法はUTP指令改正のモデルになり得ると述べるなど⁽¹⁰⁴⁾、農産物・食品の適正価格実現に向けEUレベルでの規制の整備を求める動きが見られた。

2024年3月15日に欧州委員会が公表した一連の措置⁽¹⁰⁵⁾には、①EU農業・食品チェーン監視機構（EU agri-food chain Observatory: AFCEO）の設置⁽¹⁰⁶⁾、②CMO規則の改正（農産物取引契約に係る規制や生産者組織の強化等）とUTP指令の強化（国境を越える執行）、③UTP指令の評価（2024年春に国内法化の状況の概要を示す報告書を公表し⁽¹⁰⁷⁾、2025年に詳細評価（必要

⁽¹⁰⁰⁾ 評価報告書は、訴訟の実例として、スペイン乳製品工業連盟（Federación Nacional de Industrias Lácteas: FENIL）がスペイン最高裁判所に訴えた事例を紹介している（Unterrichtung durch die Bundesregierung, *op.cit.*(92), p.64.）。FENILは、酪農部門の契約価格がフードチェーン法第9条第1項c号及び第12条の3の規定に従うとする2022年5月17日勅令第374号の規定等は契約価格を決定する当事者の自由を制限し、牛乳・乳製品の契約関係に関するCMO規則第148条や企業の自由を定めるスペイン憲法第38条に違反し無効である等として2022年7月に訴訟を提起していた。最高裁判所は、2024年6月、当該規定等による措置は生産者の交渉力を高めフードチェーンにおける地位の均衡を図る適切なものであり、価格交渉の自由を限定はするが排除するものではなく、フードチェーンの機能を改善するものである等として訴えを棄却した（最高裁判所2024年6月18日判決（ROJ: STS 3531/2024））。“El Tribunal Supremo desestima el recurso de la Federación de Industrias Lácteas contra el Real Decreto que obliga a que el precio cubra el coste de la producción,” 2024.6.26. Poder Judicial España website <<https://www.poderjudicial.es/cgpj/es/Poder-Judicial/Tribunal-Supremo/Noticias-Judiciales/El-Tribunal-Supremo-desestima-el-recurso-de-la-Federacion-de-Industrias-Lacteas-contr-a-el-Real-Decreto-que-obliga-a-que-el-precio-cubra-el-coste-de-la-produccion>>等を参照。

⁽¹⁰¹⁾ Gesetz zur Änderung agrarrechtlicher Vorschriften und zur Änderung weiterer Gesetze vom 23. Oktober 2024 (BGBl. I Nr. 327)による改正

⁽¹⁰²⁾ 本稿の「はじめに」及び前掲注(6)を参照。

⁽¹⁰³⁾ 「EUの共通農業政策と農業関連施策をめぐる事情」前掲注(7), p.14; Hugo Struna, “France calls for stronger farmer protections in supply chain negotiations,” *Euractiv*, 2024.2.5.

⁽¹⁰⁴⁾ Maria Simon Arboleas, “Spain joins France in push for stronger EU legislation against unfair trading practices,” *Euractiv*, 2024.2.16.

⁽¹⁰⁵⁾ European Commission, *op.cit.*(7); 平澤 前掲注(6), p.24.

⁽¹⁰⁶⁾ 農産物・食品サプライチェーンにおける生産コスト、マージン及び取引慣行に関する情報の把握、共有等を行う機関。2024年7月の第1回会合以来、これまでに3回開催されている。“EU agri-food chain Observatory.” European Commission website <https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/agri-food-supply-chain/afco_en>

⁽¹⁰⁷⁾ 2024年4月に公表された。European Commission, *op.cit.*(26)

に応じ改正案を含む。)を実施する⁽¹⁰⁸⁾。)が含まれていた。UTP 指令についてまずは国境を越える執行について対応し、次いで詳細評価に基づき必要に応じて改正を行う方向性が示された。

以下本章では、②のうち CMO 規則改正案の契約関連部分の概要を紹介し、併せて③の UTP 指令改正の動向に触れることとする。

1 CMO 規則改正案

(1) 契約関連部分の概要

CMO 規則の改正案は、2024 年 12 月 10 日に提出された⁽¹⁰⁹⁾。CMO 規則第 168 条の改正案の概要は表 7 のとおりである。牛乳・乳製品の契約関係を規定する第 148 条の改正案もほぼ同様である。

表 7 CMO 規則第 168 条（農産物（牛乳・乳製品及び砂糖を除く。）の契約関係）の改正案の概要

書面契約	・ 農業者、生産者組織又は生産者組織連合会から加工業者、流通業者又は小売業者への EU 域内における農産物の全ての納品は、契約内容に係る条件を満たす書面契約の対象とされなければならない。（第 1 項） ・ 書面契約の例外には、EU 共通のものと加盟国が決定できるものがある^(注)が、それらについて農業者、生産者組織又は生産者組織連合会は、契約内容に係る条件を満たす書面契約の対象とするよう要求できる。（第 7 項）
契約内容	・ 契約は、納品の前に行われ、特に次の要素を含まなければならない。 1) 納品に対し支払われる価格であって、次のいずれかでなければならない。 — 固定的で、契約に明記されたもの。 — 契約に明記された様々な要素を組み合わせて算出されるもの。その要素には、容易にアクセスできて理解しやすい、市場状況及び生産コストの変化を反映する客観的な指標、指数又は最終価格の計算方法、納品量及び納品された農産物の品質又は組成を含まなければならない。そのため、加盟国は、生産及び食品サプライチェーンについて実施された調査に基づく客観的な基準に従って指標を決定することができる。契約当事者は、当該指標又は関連すると考えるその他の指標を自由に参照できなければならない。 2) 納品され得る、又は納品されるべき対象農産物の数量及び品質並びに当該納品の期日 3) 契約期間（確定期間又は解約条項のある無期限のもの）。<u>最低契約期間が 6 か月を超える契約の場合、契約には特に農業者、生産者組織又は生産者組織連合会によって発動され得る改定条項も含まなければならない。</u> 4) 支払期日及び手続に関する詳細 5) 農産物の集荷又は納品に関する取決め 6) 不可抗力の際に適用される規則（第 4 項） ・ 農業者、生産者組織又は生産者組織連合会と加工業者、流通業者又は小売業者が締結する農産物の納品契約の全ての要素は、当事者間で自由に交渉されなければならない。（第 8 項） ・ 書面契約に関して、加盟国は、①<u>納品された農産物の数量と当該納品に対し支払われる価格との関係について当事者間で合意することの義務付け</u>、②<u>最低契約期間（6 か月以上でなければならない。）</u>を定めることができる。（同項）

⁽¹⁰⁸⁾ 2025 年 11 月 1 日までに実施される（UTP 指令第 12 条）。

⁽¹⁰⁹⁾ 改正案は、CMO 規則のほか、CAP に関連する 2 つの規則（Regulation (EU) 2021/2115 及び Regulation (EU) 2021/2116）の改正を含む。国境を越える執行に関する UTP 指令を補足する規則案も同時に提出された。これは、各加盟国執行機関間の協力の具体的内容・手続を定めるものである。CMO 規則改正案の概要について、平澤前掲注(6), pp.26-28; Beata Rojek, “Targeted amendments to the CMO and other CAP regulations: Strengthening farmers’ position in the food supply chain,” *Briefing: EU Legislation in Progress*, PE769.529, 2025.3. <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2025/769529/EPRS_BRI\(2025\)769529_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2025/769529/EPRS_BRI(2025)769529_EN.pdf)> を、UTP 指令を補足する規則案の概要につ

その他	・加盟国は、契約の締結又は変更について合意がない場合を対象とする調停制度を設けなければならない。 (第3項)
	・加盟国は、農業者、生産者組織又は生産者組織連合会から加工業者、流通業者又は小売業者への農産物の納品の前に、その買手に対し、納品に関する書面契約の登録を要求することができる。 (第9項)

* 下線は筆者による。主な改正点に下線を付した。

(注) EU 共通の例外には、①生産者組織又は協同組合へのその構成員からの農作物の納品（生産者組織等の規約等に書面契約と同等の効果を有する規定が含まれることが条件）、②農産物の最初の買手が零細又は小規模事業者、③農産物の納品と支払が同時に行われる場合等がある（第5項）。加盟国が決定できる例外には、①納品対象の製品の価値が基準額（10,000 ユーロ（約 158 万円）以下で加盟国が定める。）以下の場合、②季節による需給変動のある農作物や生鮮農作物の納品の場合、③伝統的又は慣習的な販売慣行が適用される農産物の納品の場合がある（第6項）。

(出典) European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulations (EU) No 1308/2013, (EU) 2021/2115 and (EU) 2021/2116 as regards the strengthening of the position of farmers in the food supply chain,” COM/2024/577 final, 2024.12.10. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024PC0577>> を基に筆者作成。

(i) 書面契約の義務化

現行 CMO 規則第 168 条では、加盟国は自国内の農産物の取引について、書面での契約を義務化できる（現行規定については I 1(1) の表 1 を参照）。改正案では一定の例外を設けつつ原則として EU 全域で書面契約を義務化するとしている。

改正案は、書面契約の利点について、前文 (8) において次のように説明している。書面契約の使用は、事業者の説明責任において重要な役割を果たし、市場シグナルの重要性に関する認識を高め、供給を需要に適合させ、サプライチェーン内の価格伝達を改善し、透明性を高め、UTP を防止し、及び UTP に対処する。それゆえ、牛乳・乳製品分野の契約関係に関する規則は生乳以外の製品にも適用されるよう拡大されるべきである⁽¹¹⁰⁾。

また、義務化の必要性について、前文 (15) において次のように説明している。加盟国が書面契約を義務化しない場合には、農業者、生産者組織又は生産者組織連合会が書面契約の利用を要求することができるが⁽¹¹¹⁾、農業者の交渉力は弱く、買手による商業的報復を恐れるため、農業者やその組織がそのような要求をするのは難しい場合がある。サプライチェーンにおける信頼性、透明性及び効率性を高め、全ての農業者、生産者組織又は生産者組織連合会が書面契約の利用から利益を得られるようにするためには、農業者等による加工業者、流通業者又は小売業者への EU 域内における農産物の納品は、書面契約の対象とすべきである⁽¹¹²⁾。

(ii) 生産コストの変化を反映する指標の利用の義務化

変動価格の場合に用いる指標について、現行規定では、市場状況の変化を反映するものであって、関連する価格、生産及び市場のコストに基づくことができる。これに対し改正案では、支

いて、Nikolina Šajn, “Cross-border enforcement of the Unfair Trading Practices Directive,” *Briefing: EU Legislation in Progress*, PE767.241, 2025.2. <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2025/767241/EPRS_BRI\(2025\)767241_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2025/767241/EPRS_BRI(2025)767241_EN.pdf)> を参照。

⁽¹¹⁰⁾ European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulations (EU) No 1308/2013, (EU) 2021/2115 and (EU) 2021/2116 as regards the strengthening of the position of farmers in the food supply chain,” COM/2024/577 final, 2024.12.10, p.9. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024PC0577>>

⁽¹¹¹⁾ I 1(1) の表 1 を参照。

⁽¹¹²⁾ European Commission, *op.cit.*(⁽¹¹⁰⁾), p.10.

払価格の算出に生産コストの変化を反映する指標等を用いることを義務付けている。

その理由について、改正案の前文(19)は、農業者が構造的に⁽¹¹³⁾生産コストを下回って販売することを強いられないようにするためには、指標等は納品される農産物の市場状況や生産コストの変化を反映するものでなければならない、としている⁽¹¹⁴⁾。

EU 全域における書面契約及び生産コストの変化を反映する指標等の利用の義務化は、フランスのエガリム法に含まれる要素を EU 全域に拡張しようとするものと見ることもできる。

(iii) 改定条項の義務化

また、改正案は、契約期間が6か月を超える契約には改定条項を含めることを義務化している。これは、特に価格が生産コストをカバーできなくなった場合に農業者、生産者組織又は生産者組織連合会が契約の改定を要求することができるようにするための規定である⁽¹¹⁵⁾。改正案の前文(20)は、農業者とその組織の交渉上の立場が脆弱（ぜいじゃく）であること、農業資材費と市場価格が顕著に変動した最近の事例及びサプライチェーン内におけるより効率的な価格伝達の必要性を考慮すると、契約期間が6か月を超える契約には、農業者とその組織が発動できる改定条項を盛り込むべきであり、6か月経過後は農業者がいつでも契約の要素の改定を要求することを認めるべきであるとしている⁽¹¹⁶⁾。

(iv) 調停制度及び契約登録制度

契約当事者間での合意がなされなかった場合の調停制度について、現行規定は、加盟国が設置できるとしているが、改正案では、調停制度の設置が加盟国に義務付けられる。

さらに、改正案では、加盟国は農産物の買手に対し、納品前の書面契約の登録を要求することができることとされた。これは、契約の透明性を高め、より公正な取引慣行に貢献するためであると説明されている（前文(21)）⁽¹¹⁷⁾。スペインの食品契約デジタル登録簿（II 2(1)(ii)）を参照）の取組などが参考とされた可能性がある。

(v) 交渉主体の拡大

このほか、生産者組織に関する CMO 規則第 152 条の改正により、契約交渉を行うことのできる組織の範囲が拡大される。現行制度では、認定を受けた生産者組織（認定生産者組織）に認められている契約条件の交渉について、協同組合を含む非認定生産者組織もその構成員に代わり契約条件を交渉できるようにする。また、認定生産者組織連合会がその会員である認定生産者組織に代わり契約条件を交渉できるようにする。

(2) 審議の状況

欧州委員会は、農業部門が直面する喫緊の課題に対応し、農業者の抗議に応える行動を緊急にとらなければならないとし⁽¹¹⁸⁾、同委員会のハンセン（Christophe Hansen）農業・食料担当

⁽¹¹³⁾ 後掲注(129)を参照。

⁽¹¹⁴⁾ European Commission, *op.cit.*(110), p.11.

⁽¹¹⁵⁾ *ibid.*, p.5.

⁽¹¹⁶⁾ *ibid.*, p.11.

⁽¹¹⁷⁾ *ibid.*

⁽¹¹⁸⁾ *ibid.*, pp.3-4.

委員（EU の閣僚に相当）は、CMO 規則等の改正が 2025 年より遅れるようなことになれば農業者からの信頼が損なわれると述べている⁽¹¹⁹⁾。

しかし、例えば書面契約の義務化について、農業・漁業閣僚理事会や欧州議会の農業・農村開発委員会では意見が分かれており⁽¹²⁰⁾、改正案の審議が迅速に進むか否かは今のところ見通せない状況である。

2 UTP 指令改正の動向

生産コストを下回る取引を直接禁止する措置について、ハンセン氏は、その影響の評価は複雑であり市場に硬直性をもたらす可能性がある、賞味期限が近い生鮮品の場合のように、状況によっては農業者がその製品を売る方法が原価割れ販売に限られることもあるため、生産コストを下回る取引の禁止は農業の競争力に負の影響を及ぼしかねない、として慎重な姿勢を示している⁽¹²¹⁾。ハンセン氏は、書面契約を義務化することで、農業者が価格を予測しやすくなり、コストを下回る販売を強いられることの回避につながると考えていると報じられている⁽¹²²⁾。

一方、欧州地域委員会は、2024 年 6 月に採択した共通農業政策（CAP）の将来に関する意見の中で、欧州委員会に対し、生産コストを下回る購入に対する処罰を含め、UTP に関する EU のルールを強化するよう求めている⁽¹²³⁾。2025 年 1 月 27 日の農業・漁業閣僚理事会では、スロバキア等一部の東欧諸国が生産コストを下回る取引等に対処するため UTP 指令の改正を求めた⁽¹²⁴⁾。EU の代表的な農業生産者団体である欧州農業組織委員会・欧州農業協同組合委員会（Copa-Cogeca）等も UTP 指令を更に強化し農産物・食品の生産コストを下回る販売に対処する必要があると指摘している⁽¹²⁵⁾。

2025 年 2 月 19 日、欧州委員会は、EU における農業・食料政策の新たな指針として「農業・食料ビジョン」を公表した⁽¹²⁶⁾。同ビジョンは、幾つかの加盟国では生産コストを下回る取引への対処を意図した国内規制に及んだが、そうした規制は欧州単一市場における異なるアプ

(119) Maria Simon Arboleas, “Member states divided over mandatory written contracts in food chain,” *Euractiv*, 2025.1.27.

(120) *ibid.*; “Agriculture and Fisheries Council, 27 January 2025.” Council of the European Union website <<https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/agrifish/2025/01/27/>>; Maria Simon Arboleas, “Member states ready to move on measures to fight unfair trading practices,” *Euractiv*, 2025.4.4.

(121) Angelo Di Mambro, “Mandatory written contracts in agriculture commissioner’s plan to empower farmers,” *Euractiv*, 2024.12.10.

(122) Arboleas, *op.cit.*(119)

(123) “Opinion: The Future of the Common Agricultural Policy,” CDR-5512-2023, 2024.6.19, p.7, para.23. <<https://webapi2016.cor.europa.eu/v1/documents/cor-2023-05512-00-01-ac-tra-en.docx/content>> 欧州地域委員会は、EU 加盟国の地域及び地方の代表 329 名で構成される欧州委員会、閣僚理事会及び欧州議会の諮問機関である。諮問によらず自ら意見を採択することもできる。本稿執筆時点で欧州地域委員会は、CMO 規則改正案等に対する意見の採択に向けて調整中である。意見の案には、生産コストを下回る価格での購入の処罰を含む UTP 指令の改正を求める項目が含まれている（“Draft Opinion: Strengthen farmers’ position in the agri-food supply chain,” CDR-0032-2025, date adopted in plenary scheduled for 14-15 May 2025, p.20, para.19. <<https://webapi2016.cor.europa.eu/v1/documents/cor-2025-00032-00-01-pac-tra-en.docx/content>>）。

(124) “AOB item for the meeting of the “Agriculture and Fisheries” Council on 27 January 2025,” 5615/25, AGRI 25, AGRIORG 13, 2025.1.23. Council of the European Union website <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-5615-2025-INIT/en/pdf>>; Arboleas, *op.cit.*(119)

(125) Šajn, *op.cit.*(109), p.4.

(126) これは、フォン・デア・ライエン委員長が 2 期目の発足から 100 日以内にまとめるとしていたものである。概要について、「欧州委員会、EU 農業の指針を発表（その 1：域内支援関係～農家への配慮をより鮮明に～）（EU）」2025.2.21. 独立行政法人農畜産業振興機構ウェブサイト <https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_004041.html>; 「同（その 2：貿易関係～輸入品への EU 基準の適用を強化へ～）（EU）」2025.2.21. 同 <https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_004043.html>; 平澤明彦「2040 年へ向けた EU 農業・食料ビジョン」『農中総研 調査と情報』107 号, 2025.3, pp.6-7. <<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2503re3.pdf>> 等を参照。

ローチにつながりかねないとし、UTP 指令の評価⁽¹²⁷⁾においてはこれらの規制の分析も行い⁽¹²⁸⁾、その上で「農業者がその生産物について構造的に生産コストを下回って販売することを強いられるべきではないという原則」(the principle that farmers should not be forced to systematically sell their products below production costs) に対応するための UTP 指令改正案を提出すると予告した⁽¹²⁹⁾。

ドイツの評価報告書における検討内容を踏まえると (II 4(2)(ii)(b) ①及び②を参照)、UTP 指令に生産コストを下回る取引を禁止する措置を導入しようとする場合には、それが自由な価格交渉を原則とする CMO 規則に基づくシステムと調和することを示すため、CMO 規則にも何らかの修正が必要になるのではないかと考えられる。しかし、2024 年 12 月に示された CMO 規則改正案には、加盟国による生産コストを下回る取引を直接禁止する措置の導入を明示的に許容するような内容の改正は含まれておらず (本章 1(1) を参照)、現時点では欧州委員会が UTP 指令改正案によってどのような規制の導入を目指すことになるのかは明らかでない。

おわりに

本稿では、農産物・食品の適正な価格の在り方をめぐる欧州の動向について、EU レベル及びフランス、スペイン、イタリアといった加盟国レベルの契約関係のルールの概要等を紹介した。

今後の動きとして、EU レベルでは、CMO 規則改正案の審議の動向や、農業者が生産コストを下回る販売を強いられることを防ぐために欧州委員会が提案する UTP 指令改正案の内容が大変注目される。加盟国レベルでは、フランスにおけるエガリム 4 法制定に向けた動き⁽¹³⁰⁾やスペインにおける執行機関 AICA を強化する動き⁽¹³¹⁾がある。イタリアでは 2024 年の立法命令改正や ISMEA 強化の効果が注目される⁽¹³²⁾。このように、欧州においてはより実効性の高

⁽¹²⁷⁾ 前掲注⁽¹⁰⁸⁾を参照。

⁽¹²⁸⁾ European Commission, “Questions and answers on the Vision for Agriculture and Food,” 2025.2.19, p.[3]. <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/da/qanda_25_531/QANDA_25_531_EN.pdf>

⁽¹²⁹⁾ European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A Vision for Agriculture and Food: Shaping together an attractive farming and agri-food sector for future generations,” COM(2025) 75 final, 2025.2.19, pp.6-7. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52025DC0075>> 「構造的に」(systematically) の語 (訳語について平澤 前掲注⁽¹⁰⁸⁾, p.7 を参照した。) があるのは、生産者が一時的に生産コストを下回る販売を必要とする場面も存在すること等によるものと考えられる (本項に示したハンセン氏の姿勢のほかドイツの評価報告書での指摘 (II 4(2)(ii)(b) ②) を参照)。

⁽¹³⁰⁾ 2025 年 1 月 13 日、バイル (François Bayrou) 首相は農業者団体の代表に対し、エガリム法に必要な調整を行う意向を示した (“Rencontre avec le Premier Ministre: place aux actions concrètes,” 2025.1.13. fnsea website <<https://www.fnsea.fr/communiqués-de-presse/rencontre-avec-le-premier-ministre-place-aux-actions-concretes/>>)。調整は 2025 年の夏前か夏過ぎにも行われるとされていたが、遅れる見込みとも報じられている (“E.Leclerc opposé à la marge minimale de 10% imposée aux supermarchés dans le cadre des lois Egalim,” 2025.3.4. Le Figaro website <<https://www.lefigaro.fr/flash-eco/e-leclerc-oppose-a-la-marge-minimale-de-10-imposee-aux-supermarches-dans-le-cadre-des-lois-egalim-20250304>>; Paul Turban, “Négociations commerciales: il n’y aura pas d’examen d’Egalim 4 avant l’été,” 2025.4.14. LesEchos.fr website)。

⁽¹³¹⁾ Carlos Manso Chicote, “La nueva agencia estatal de control alimentario se financiará con las multas que imponga,” 2024.6.19. 20 minutos website <<https://www.20minutos.es/lainformacion/economia-y-finanzas/-nueva-agencia-estatal-control-alimentario-se-financiara-con-las-multas-que-imponga-5522196/>>; “Planas hace un balance “muy satisfactorio” tras cumplir el 90% de las 43 medidas agrarias,” 2024.12.20. Efeagro website <<https://efeagro.com/planas-balance-medidas-agrarias/>>

⁽¹³²⁾ 立法命令を改正した 2024 年の緊急法律命令 (Decreto-Legge 15 maggio 2024, n. 63.) は、第 4 条第 2 項及び第 3

いルールや執行の在り方の模索が今も行われている。

欧州と時を同じくして、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成は日本でも大きな課題となっている⁽¹³³⁾。日本においても、諸外国の取組にも引き続き学びながら、実効性が高く日本の実情にあった制度の構築・運用に向けた努力が継続的に行われていくことが期待される。

(おざわ たかし)

項において、平均生産コスト作成に当たる ISMEA の予算増を規定している。Gualtierio Roveda, “Costi di produzione, le novità e le perplessità sul DL Agricoltura,” 2024.5.24. Corriere Ortofrutticolo website <<https://www.corriereortofrutticolo.it/costi-di-produzione-le-novita-del-dl-agricoltura-e-le-perplessita-fare-medie-significative-e-molto-complesso/>>

⁽¹³³⁾ 日本における 2024 年夏頃からの米価高騰（「令和の米騒動」）は、フードチェーンにおける生産者と最初の買手との取引とは異なる段階での価格の著しい変動への対応も食料の持続的な供給に向けた価格形成の在り方をめぐる大きな課題であることを示している。「米価やはり高すぎ？ 2 年でコスト 5.5% 増 店頭価格は 2 倍超 利益大幅増のはずが「生産者に恩恵なし」『朝日新聞』2025.3.19; 「米の小売価格、5 キロ 4000 円超は適正か 相対取引価格とコスト構造から試算 「超過利潤」は誰の手に」『農業協同組合新聞』2025.3.27. <<https://www.jacom.or.jp/kome/news/2025/03/250327-80486.php>> 等参照。